

令和9年度



平塚市保育所等利用案内



この案内には、保育所等（保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育事業所）の「入所申込みに関する手続き」や「入所後に必要な手続き」を記載しています。

入所申込み後も大切に保管してください。



申込みに必要な書類は
市ウェブサイトから
ダウンロードできます



目次
～入所申込みから退所まで～

入所申込み編（入所申込みする方）

- 入所・支給認定申込み
 - 0．申込みから入所までの流れ..... 1
 - 1．保育所等を利用できる方..... 2
 - 2．申込みできる施設..... 3
 - 3．申込み受付期間..... 3
 - 4．申込みに必要な書類等..... 4
 - 5．申込み方法
 - （１）提出方法..... 7
 - （２）市外からの申込み・市外への申込み..... 10
- 支給認定審査・利用調整
 - 6．支給認定（教育・保育給付認定）
 - （１）認定区分..... 13
 - （２）保育の必要量に応じた区分..... 13
 - （３）保育時間の利用イメージ..... 14
 - 7．利用調整における指数の決定..... 15
 - 8．利用調整結果
 - （１）結果のお知らせ時期・方法..... 17
 - （２）入所保留であることの証明..... 18
 - 9．保育所等申込後から入所までの注意事項..... 19

入所者編（入所が決まった方・入所中の方）

- 入所内定・入所
 - 10．保育所等入所後の手続き（保育が必要な事由別）..... 21
 - 11．保育所等入所後の注意事項..... 23
 - 12．保育料..... 25
- 継続入所手続き（年１回）
 - 13．継続入所手続き..... 29
- 退所・卒園
 - 14．退所のルールと手続き..... 29

～ 目次 ～

資料編

1．幼児教育・保育の無償化について.....	3 0
2．保育所・認定こども園等一覧表.....	3 2
3．子育て支援施設・保育サービスについて.....	3 7
4．記入例	
保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書...	4 2
保育所（園）等入所申込み及び支給認定に係る調査書.....	4 4
保育所等入所に関する確認書.....	4 6
就労証明書.....	4 8

前年度からの変更点

● 施設情報の追加・変更

- ・ 令和9年4月から、私立・認定こども園に「白鳥幼稚園」が追加となります。
- ・ 令和9年4月から、公立・保育所「吉沢保育園」が認定こども園へ変更となります。
- ・ 令和9年4月から、公立・保育所「神田保育園」「夕陽ヶ丘保育園」の園舎が移転します。

● 調整指数「単身赴任家庭への加点」の新設

- ・ 保護者の一方が単身赴任等により昼夜を問わず長期間不在の場合の育児の負担を考慮し、保育所等利用調整基準表の調整指数に、単身赴任家庭に対する指数（+10）を新設します。

● 入所申込み書類の様式変更

- ・ 入所申込み書類の様式を令和8年度から大きく変更しています。令和8年度入所申込みと併願される場合など、入所を希望する年度によって様式の取扱いが異なりますのでご注意ください。

● 転入又は転出予定の方の申込み方法

- ・ 令和8年10月7日（水）以降に行う入所申込み（令和8年度11月入所の申込みから）について、転入又は転出予定の方が、お住まいの自治体を経由して申込みを行う方法を廃止します。
- ・ 平塚市に転入予定の場合は直に平塚市へ、平塚市から転出予定の場合は直に転出先自治体へ申込みをしてください。
- ・ 転入予定の方が平塚市に直に申込み際の方法を「窓口」「電子申請（電子申請が利用出来ない場合は郵送も可）」へと変更します。

入所・支給認定申込み

0. 申込みから入所までの流れ

保育所等の利用調整は、月ごとに行います。ご家庭の状況を点数化し、点数順で入所者を決定します。

園見学

園見学は必須ではありませんが、事前に希望園の雰囲気や気になる点等をご確認いただくようお願いしています。

- 見学対象施設：園一覧のとおり（P 32～35）
- 園見学の申込み方法：希望園へ直接連絡

申込み

受付期間内に所定の申込み書類一式を提出してください。

- 受付期間（P 3）：入所月ごとに設定
- 提出方法（P 7～8）：窓口へ持参又は電子申請 郵送不可

支給認定審査・利用調整

保育所等の利用には、支給認定を受ける必要があります。申込み書類に基づき、認定の審査と保育所等の利用調整を行います。

- 支給認定の内容（P 13）：認定区分（2・3号）、保育必要量に応じた区分（標準・短時間）
- 利用調整の方法（P 15～16）：基準点数（基本指数＋調整指数）の高い順に調整

利用調整結果連絡

結果のお知らせ方法は、申込みをした入所月や初回の調整が継続かによって異なります。

- 連絡時期・連絡方法（P 17）
 - [4月] 時期：（1次）1月下旬（2次）3月上旬
方法：内定・保留いずれも郵送
 - [5～3月] 時期：入所月前月の概ね20日以降
方法：（内定）電話（保留）通知郵送

上記いずれも保留の場合の連絡は、初回調整時のみ

保留の場合は、翌月も自動的に調整

申込みは年度末まで有効

支給認定証交付

審査の結果、保育が必要と認められた方全員へ支給認定証を交付します。

- 発行方法：郵送
保育が必要な事由を証明する書類が未提出の場合、支給認定証は交付できません。利用調整の結果をお知らせするものではありません。

面談

内定承諾後は、各保育所等から保護者へ電話連絡があり、園との調整により、お子様を含めた三者面談を行います。

入所

入所は毎月1日付けとなります。最初は慣らし保育から始め、徐々に保育時間を延ばしていきます。

住所、世帯構成、保育が必要な事由等に変更が生じた場合は、必要書類（P 23）を保育課又は在園施設（市内の場合のみ）へ提出してください。

1 . 保育所等を利用できる方

保護者に次の「保育が必要な事由」がある場合に保育所等を利用することができます。

また、「保育が必要な事由」ごとに、保育所等を利用できる期間と保育必要量に応じた区分（P 13）が異なります。（ 保育標準時間に該当する方は、希望により保育短時間認定を受けることができます。 ）

就 労	居宅外・居宅内で就労をしている （ １ ）場合 （月 60 時間以上 休憩時間含む）	保育必要量	月の就労時間数による
		期 間	就労している期間
妊 娠・出 産	出産前後の場合	保育必要量	保育標準時間
		期 間	出産予定月の 1 か月前から 4 か月間 （ ２ ）
疾病・障がい	ご家庭での保育が困難な病気、けが 又は障がいがある保護者にある場合	保育必要量	保育標準時間
		期 間	保育が困難として確認できる期間
介 護・看 護	親族（長期入院等をしている親族を 含む）を常時介護・看護している場 合（月に 60 時間以上）	保育必要量	月の介護・看護にかかる時間数による
		期 間	介護・看護している期間
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の 復旧にあたる場合	保育必要量	保育標準時間
		期 間	復旧に必要な期間
求 職 活 動	継続して活動（起業準備を含む）し ている場合	保育必要量	保育短時間
		期 間	入所月を含む 3 か月間（ ３ ）
就 学	就学している場合（職業訓練校等 における職業訓練を含む） （月 60 時間以上 休憩時間含む）	保育必要量	月の就学時間数による
		期 間	就学している期間
そ の 他	市長が認める場合	保育必要量	市長が認める必要量
		期 間	市長が定める期間

【在園児の継続利用のみ】

育 児 休 業	下の子の妊娠・出産期間終了後に育 児休業を取得する場合の継続利用	保育必要量	保育短時間
		期 間	最大で下の子が 2 歳に達する月の月 末まで（ 詳細は P 22 ）

- 1 就労内定、育児休業等からの復職を含みます。その場合、入所した月の翌月 15 日までの就労開始が必要となります。
- 2 予定月から出産が遅れた場合、出産月を含めた 3 か月後の月末を終期となるため、平塚市役所保育課までご連絡ください。
- 3 3 か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」を平塚市役所保育課へ提出した場合、4 か月目以降も継続して入所することができます。

2. 申込みできる施設

入所申込みは、公立又は私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所が対象となります。

3. 申込み受付期間

【入所希望月と受付期間一覧】

入所希望月	申込み受付期間			
令和9年4月	1次	令和8年10月7日(水)	～	令和8年11月6日(金)
	2次	令和8年11月9日(月)	～	令和9年1月29日(金)
令和9年5月		令和9年2月1日(月)	～	令和9年4月15日(木)
令和9年6月		令和9年3月1日(月)	～	令和9年5月14日(金)
令和9年7月		令和9年4月1日(木)	～	令和9年6月15日(火)
令和9年8月		令和9年5月6日(木)	～	令和9年7月15日(木)
令和9年9月		令和9年6月1日(火)	～	令和9年8月13日(金)
令和9年10月		令和9年7月1日(木)	～	令和9年9月15日(水)
令和9年11月		令和9年8月2日(月)	～	令和9年10月15日(金)
令和9年12月		令和9年9月1日(水)	～	令和9年11月15日(月)
令和10年1月		令和9年10月1日(金)	～	令和9年12月15日(水)
令和10年2月		令和9年10月1日(金)	～	令和10年1月14日(金)
令和10年3月		令和9年10月1日(金)	～	令和10年1月31日(月)

令和8年度中の入所と令和9年4月入所の申込みを併願する方

令和9年4月入所と令和8年11月入所以降は、申込み期間が重複する間は併願(まとめて申込み)を行うことができます。**併願する場合は「保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」のみ令和9年度分と令和8年度分を1部ずつ、それ以外の書類は令和9年度の書式で1部ご用意ください。**

電子申請は、併願内容を一括で申込みできません。それぞれ申請してください。

併願する入所希望月	申込み受付期間			
令和8年11月	単願	令和8年8月3日(月)	～	令和8年10月15日(木)
	4月1次併願	令和8年10月7日(水)	～	令和8年10月15日(木)
令和8年12月	単願	令和8年9月1日(火)	～	令和8年11月13日(金)
	4月1次併願	令和8年10月7日(水)	～	令和8年11月6日(金)
	4月2次併願	令和8年11月9日(月)	～	令和8年11月13日(金)
令和9年1月	単願	令和8年10月1日(木)	～	令和8年12月15日(火)
	4月1次併願	令和8年10月7日(水)	～	令和8年11月6日(金)
	4月2次併願	令和8年11月9日(月)	～	令和8年12月15日(火)
令和9年2月	単願	令和8年10月1日(木)	～	令和9年1月15日(金)
	4月1次併願	令和8年10月7日(水)	～	令和8年11月6日(金)
	4月2次併願	令和8年11月9日(月)	～	令和9年1月15日(金)
令和9年3月	単願	令和8年10月1日(木)	～	令和9年1月29日(金)
	4月1次併願	令和8年10月7日(水)	～	令和8年11月6日(金)
	4月2次併願	令和8年11月9日(月)	～	令和9年1月29日(金)

4 . 申込みに必要な書類等

申込みに必要な書類の入手方法

- ・ 保育課窓口（平塚市役所本館 1階 101 窓口）
- ・ 市ウェブサイト
（[平塚 保育 申込に必要な書類](#)で検索 🔍 又は右の二次元コードからアクセス）



（１）入所申込みに関する書類 （全ての方の提出が必要）

		提出書類	注意点
新規入所	1	保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書（ 1 ）	1 枚で入所希望の子ども 3 人まで記入可。4 人目以降は、2 枚目に記入
	2	保育所（園）等入所申込み及び支給認定に係る調査書	入所希望の子ども1人につき1枚必要
	3	保育所等入所に関する確認書	1 世帯につき 1 枚ずつ必要
	4	保育が必要な事由を証明するための書類（ P 5 ）	保護者1人につき 1 枚ずつ必要 （同居中のパートナー及び 6 5 歳未満の祖父母も同様）（ 2 ）
	5	個人番号(マイナンバー)の記載に係る確認書類（保護者・子）と窓口に来る方の本人確認書類（ P 8 ）	保育課窓口で申込む場合は確認のみ
転園	6	転園申込書	転園が内定した場合は辞退不可（在籍施設は退所）

次ページ

- 1 育児休業の延長手続きの際には、提出先からこちらの書類の写しを求められる可能性があります。必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。
- 2 事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にする場合は保護者とみなします。住民票上世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします（二世帯住宅含む）。

（２）入所申込みに関する書類 （特定の方の提出が必要） 転園の場合は不要

		対象	提出書類
新規入所	7	世帯に生活保護を受けている方がいる場合	「生活保護受給者証」又は「生活保護受給証明書」の写し
	8	虐待又はDVに関する相談をされている場合	人権・男女共同参画課が発行する証明書
	9	申込み児童が障がい有する場合	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの写し
	10	申込み児童が認可外保育施設等を月60時間以上有償で利用している場合	保育証明書（平塚市指定様式）
	11	市外にお住まいの方が申込みをする場合	P 11 参照

市内から市外の保育所へ申込みをする方は P 10 を参照してください。

保育が必要な事由を証明するための書類

証明の有効期限は証明日から6か月（4月入所の申込みに限り前年9月以降の証明日が有効）。

保育が必要な事由	提出書類
就 労	【お勤めの方（法人格を有する自営業の方を含む）】 - 就労証明書（平塚市指定様式） 証明日が就労開始日以前の場合は「内定」の扱い。就労開始後に就労開始日以降の日付で記入された就労証明書を再度提出が必要。 【自営業の方】 - 就労証明書（平塚市指定様式） 証明日が就労開始日以前の場合は「内定」の扱い。就労開始後に就労開始日以降の日付で記入された就労証明書を再度提出が必要。 - 直近の「所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」の写し 開業してから確定申告時期を迎えていない場合 「個人事業の開業届出書」の写し又は「営業許可証」の写し 開業年度以降で確定申告を行っていない場合 直近3か月分の取引実績等がわかるもの（請求書や納品書）の写し 内職の場合は、「納品書」などの実績のわかる書類。
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し （保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ） 平塚市交付の母子健康手帳の場合1ページと4ページ
疾 病 ・ 障 が い	医療機関が証明する診断書（市様式）又は障害者手帳の写し（両面）
介 護 ・ 看 護	- 介護・看護を受ける方の医療機関が証明する診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証又は介護の認定結果通知書の写し - 介護・看護をする方の1日の介護・看護スケジュール
災 害 復 旧	り災証明書
求 職 活 動	なし（就労先が決定次第、速やかに就労証明書を提出してください。）
就 学	- 学生証（在学証明書）の写し〔学校名、氏名及び有効期間の記載部分〕 - 在学中の時間割表の写し
そ の 他	事実を証明するための書類

保育が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、関係書類を提出していただくことがあります。

(3) 保育料等 (保育料及び副食材料費) を決めるために必要な書類

対象者	提出書類	備考
収入が未申告の方 (市民税額未確定の方)	税申告を済ませ、次のいずれかの書類を提出してください。 【税申告問合せ先】平塚市市民税課 0463-21-8766 (直通) 「市民税・県民税申告書」の控え 「市民税・県民税課税 (非課税) 証明書」の写し 区市町村により名称は異なります。	・<u>市民税額が未確定の方は、保育料等を最高階層 (最高額) で請求します</u> (保育料は P 2 5 ~ 2 8)。 ・収入がない方 (主婦、無職、育児休業等) であっても、原則市民税の申告は必要です。 ・令和 9 年度中の保育料に関しては、<u>令和 8 年度と令和 9 年度の市民税の申告が必要です (P 2 5)</u>。
生活保護を受けている方	「生活保護受給者証」の写し又は「生活保護受給証明書」	
住民票の同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる方	「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し	・年収が 3 6 0 万円未満相当の世帯で、同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、保育料等を軽減する場合があります。
海外から平塚市内へ転入した方	給与明細等の収入を証明できる書類	・海外在留時に収入があった場合は、当時の収入を基に保育料等を算定します。 ・提出が必要となる期間についてはお問合せください。
申込み児童の他に特定の施設を利用している就学前の児童がいる方	<u>特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に在籍している就学前 (小学校入学前) の児童がいる場合、次の書類を提出してください。</u> 保育所等保育料多子軽減申請書 所定の申請書に在籍中の施設の証明を受けてください。	・申込み児童と同一世帯に、次の施設の在籍児童がいる場合、2 人目以降の保育料等を軽減します。 【多子軽減対象施設】 認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、地域型保育、<u>特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部</u>
住民票上の別世帯に保護者の「子」に該当する被扶養者がいる方	別世帯に生計を一にする「子」に該当する被扶養者がいる場合は、次の 2 点を提出してください。 - 別世帯の子の住民票 「子」を扶養していることが確認できる書類の写し (健康保険証等、扶養事実が分かる書類の写し)	・年収が 3 6 0 万円未満相当の世帯において、第 2 子以降の保育料等を軽減する場合があります。

5. 申込み方法

申込み受付時間	8：30から17：00まで（ ）	
提出方法	保育課窓口へ持参	郵送不可
	電子申請	

電子申請の場合は、17時以降も申込み手続きは可能ですが、申込み締切日の17時までにお申込みいただいたものを受付対象とします。

（１）提出方法

保育課窓口（平塚市役所本館 1階 101番窓口）へ持参

- 窓口にお持ちいただくもの
 - ・ 申込み書類一式（P4）
 - ・ 窓口に来る方の本人確認書類（身分証明書）
 - ・ 個人番号（マイナンバー）の記載に係る確認書類（保護者・子）
 - ・ 委任状と委任者の本人確認書類（身分証明書）の写し
祖父母等、申請者（保護者）以外がお持ちいただく場合に必要。

窓口の事前予約ができます（令和9年4月入所1次申込のみ）

4月入所の1次申込み期間中は、下記予約サイトから窓口の事前予約が出来ます。

- 予約対象期間：令和8年10月7日（水）～11月6日（金）
- 手続き可能期間：令和8年10月1日（木）から10日後までの予約が可能
（ 当日予約不可）

【予約サイト】

平塚 窓口 事前予約 で検索
又は[二次元コード]でアクセス



[二次元コード]

10月、11月は窓口が大変混み合います。先着順に入所を決定するわけではありませ
るので、受付期間中に窓口予約の上でお越しください。

予約時間までに必ず窓口にお越しください。

窓口の混雑状況により、予約時間にお呼び出しできない場合があります。

予約対象期間中に令和9年4月入所（併願含む）の申込み以外の用件でお越しの方は予
約をせずにお越しください。

予約していなくても入所申込みは可能ですが、当日の受付順にお呼び出しするため、待
ち時間が長くなる可能性があります。

個人番号(マイナンバー)の記載に係る確認書類(保護者と子の番号確認書類)

法令の規定に基づき、支給認定申請書にマイナンバーを記載いただくとともに、本人確認及び個人番号確認が必要となりますので、次の、の書類をご持参ください。

番号確認に必要な書類	本人確認に必要な書類
個人番号カード(マイナンバーカード)は、を兼ねることができます。	
又は次のいずれか1点提示 ・マイナンバーが記載された住民票の写し、 又は住民票記載事項証明書 ・通知カード(カードの券面記載事項(住所や氏名など)が住民登録と一致している必要があります)	又は次のいずれか1点提示 ・運転免許証 ・パスポート ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳等 次の書類の場合には、2点提示が必要となります。 ・有効な健康保険証 ・資格確認証 ・児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金手帳

保護者の代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合は、上表「番号確認に必要な書類」は保護者と申込み児童のものを持参してください。「本人確認に必要な書類」は、代理人と申請者(保護者)本人のものを持参してください。また、申請者(保護者)から代理人への委任状を持参してください。

電子申請

市ウェブサイト「平塚市役所トップページ>届出等のデジタル支援

> オンラインで申請・届出などができる手続一覧> 保育課」



平塚 デジタル 手続 で検索 または [二次元コード] でアクセス



[二次元コード]

- 電子申請システム e-kanagawa で、保育所等入所申込等の各種手続きをオンラインで申請できます。
- 電子申請での申込受付期間は窓口と同じです(P3。申込締切日は17:00まで)。

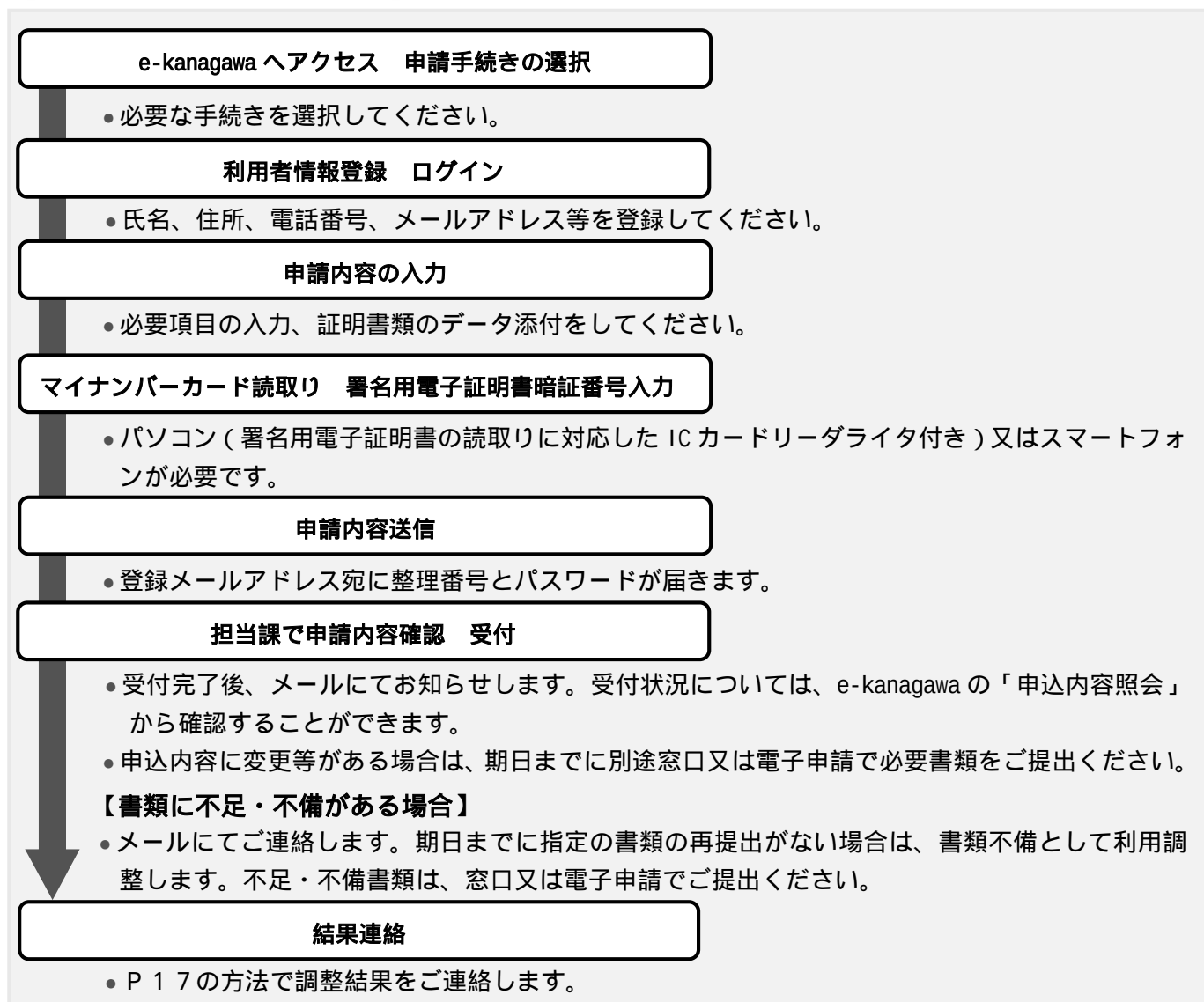
[申請する際の注意点]

- パソコン(署名用電子証明書の読取りに対応したICカードリーダー付き)又はスマートフォンが必要です。
- 新規入所申込みには、e-kanagawa への登録及び署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が必要です。
署名用電子証明書の暗証番号は、マイナンバーカードを受け取る際に設定した数字と大文字アルファベットの両方を入れた6~16桁の暗証番号です。
- 保育が必要な事由を証明するための書類等は、スキャン等によりデータ化して添付してください。

添付ファイルサイズの上限: 合計20MB

対応データ形式: pdf / png / tif / gif / tiff / jpeg / jpg/excel/word

[電子申請での申込みの流れ]



参考 電子申請ができる手続一覧

MN:マイナンバーカード

	手続き	内容	MN
1	保育所（園）等入所申込み	新規に認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（2号又は3号）を希望する。	要
2	保育所（園）等転園申込み	すでに2号又は3号で認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所に在園していて転園を希望する。	要
3	支給認定の新規申請、認定の変更及び再交付申請【2号・3号】	入所申込みを伴わない支給認定の新規申請や、世帯の状況や保育を必要とする事由に変更がある場合等に申請する。	要
4	支給認定の申請【1号・新1号・新2号・新3号】	幼稚園や認定こども園の幼稚園部分及び預かり保育、認可外保育施設、保育所等の一時預かりを利用する方で無償化の認定を希望する（P 30～31）。	要
5	保育所（園）等申込変更申請	希望園、兄弟姉妹で申請する際の条件、育児休業に伴う入所意思を変更する。	不要
6	不足・不備書類の提出	保育所（園）等入所申込み、支給認定の変更及び再交付申請等に関する不足・不備書類を提出する。	不要
7	保育所等入所関係証明書類交付申請	待機していることの証明や申込書の写し等が必要な方。	不要

(2) 市外からの申込み・市外への申込み

【平塚市民が平塚市外の保育所等を申し込む場合】

(1) 申込み方法

転出予定がある方

- 入所希望施設がある区市町村(以下「相手自治体」という。)に、入所までに転出予定がある方は、相手自治体に直接お申込みください。ただし、相手自治体に対して直接申込みが可能であることを、ご自身で事前に確認をお願いします。
- 申込みに必要な書類や申込締切日、申込前に希望施設を見学する必要があるかどうかなどについて、相手自治体に必ずご確認ください。

転出予定がない方

- 原則、平塚市に書類を提出してください。平塚市から相手自治体に郵送するため、相手自治体が設定する締切日に間に合うよう、遅くとも締切日の1週間前までに提出ください。
- 申込みに必要な書類や申込締切日、申込前に希望施設を見学する必要があるかどうかなどについて、相手自治体に必ずご確認ください。

提出方法	「 5 . 申込み方法」(P 7 ・ 8) のとおり (平塚市で受付後、相手自治体へ郵送)
受付期間	相手自治体が設定する <u>締切日の1週間前まで</u>
必要書類	「 4 . 申込みに必要な書類等」の「 (1) 全ての方の提出が必要な書類等」 の「新規入所」に記載する書類一式(P 4) 申込みを希望する区市町村が求める書類

(2) 利用調整及び結果の送付について

- 希望園の空き状況や調整の基準等は相手自治体に直接ご確認ください。

[転出予定がある方]

- 利用調整、結果の通知は相手自治体が行います。

[転出予定がない方]

- 利用調整は相手自治体で行い、結果については平塚市保育課より通知します。

(3) 平塚市から転出後の手続きについて

- 住民異動の手続き後、相手自治体の担当課で再度お手続きが必要な場合があります。事前に相手自治体へご確認ください。
- 本市の認可保育所等に在籍中の方で、本市転出後も相手自治体の保育所等が決まるまで在籍施設の継続利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。保護者のいずれかが平塚市内で月に60時間以上(休憩時間含む)就労又は就学していることが必要です。ただし、5歳児の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続可能です。

【平塚市外にお住まいの方が平塚市内の保育所等を申し込む場合】

(1) 申込み方法

- 次の申込み要件に該当する場合は、平塚市内の保育所等への入所申込みが可能です。

[申込み要件]

1	転入あり	平塚市に転入予定がある方。保育所等へ入所が内定した月の前月末までに平塚市へ転入手続きが必要です。
2	在勤・在学 (転入なし)	平塚市外に住民票がある方で、平塚市内で月に60時間以上(休憩含む)就労中又は就学中、もしくは予定の方は始める月から申込みが可能です。就労証明書の就労先等が平塚市になっている必要があります。
3	里帰り出産 (転入なし)	平塚市で里帰り出産をする方は、保育を必要とする事由が出産予定月の1 か月前から4 か月間申込みが可能です。

[申込み方法]

提出方法	転入あり	「 5 . 申込み方法 」 (P 7 ・ 8) のとおり 電子申請が利用出来ない場合は郵送も可
	転入なし	お住まいの区市町村へ指定された提出方法で提出 (お住まいの区市町村で受付後、平塚市へ郵送)
受付期間		「 3 . 申込み受付期間 」 (P 3) のとおり 「 転入なし 」 で申込む場合、平塚市への書類の郵送期間を踏まえた提出期限を、お住まいの区市町村へ事前に確認してください(原則として申込み受付期間の1 週間前には平塚市に届くよう、お住まいの区市町村へ確認してください) 。
必要書類	転入あり	「 4 . 申込みに必要な書類等 」 の「 (1) 全ての方の提出が必要な書類等 」 の「 新規入所 」 に記載する書類一式 (P 4) 転入に関する申立書 平塚市へ転入することを証明する書類 (契約者名、転入後の住所、引渡し日 (契約期間) が確認できる賃貸借契約書、建設工事請負契約書など) 課税証明書等の区市町村民税の分かるもの (任意)
	転入なし	・ お住まいの区市町村が指定する書類一式 指定が無い場合は P 4 「 (1) 全ての方の提出が必要な書類等 」 の「 新規入所 」 に記載する書類を提出してください。

現在お住まいの区市町村で認可保育所等に在園している児童についても「転園申込書」ではなく上記書類でご準備ください。その際、現在認可保育所等を利用している旨と、今後の継続利用の予定について申込書の所定の記載欄に必ずご記入ください。

(2) 利用調整及び結果の送付について

転入ありの方

- 利用調整、結果の通知は平塚市保育課が行います。

転入なし（在勤、在学、里帰り出産）で申し込む方

- 利用調整は、平塚市保育課が行います。結果については、原則お住まいの区市町村へ回答し、お住まいの区市町村から保護者へ通知されます。
- 市内在住者（平塚市への転入予定者含む）及び平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方の調整を終えた後に調整となります。
- 4月入所については、4月2次申込みからの申込み受付なります。ただし、平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方は、市民の方や転入予定の方と同様に4月1次から申込みが出来ます。

(3) 平塚市への転入手続きについて

- 転入ありでの申込みの方が保育所等への入所が内定した場合は、内定した月の前月末までに、平塚市への住民異動の手続きが必要となります。手続きが期日までに確認できない場合は、入所が取り消しとなる場合があります。
- 平塚市役所市民課（本館1階 108番窓口）での住民異動の手続き後、必ず保育課保育担当窓口（本館1階 101番窓口）までお立ち寄りください。

【よくある質問】

Q 1	申込書に記載する住所は転出前と転出後どちらを記載すればよい。
A 1	転出前（現住所）でご記載ください。
Q 2	新居を建築中で番地等が決定していないが申込みはできるか。
A 2	番地が決まっていなくても申込みは可能です。転入に関する申立書内の転入先住所については決まっている箇所までご記入ください。
Q 3	申込締切日までに転入を証明する書類（賃貸契約書等）が間に合わないがどうしたらよい。
A 3	申込締切日までに提出されない場合は、書類不備として減点して調整となります。
Q 4	転入予定があるが現在住んでいる区市町村の申込書類でも受け付けてもらえるか。
A 4	平塚市の様式で提出をお願いします（P 11）。

6. 支給認定（教育・保育給付認定）

子ども・子育て支援法では、幼稚園（教育）や保育所等（保育）を利用する子どもについて年齢等に応じて3つの認定区分が設けられています。

保育所等を利用することを希望する保護者の方は「子どものための教育・保育給付認定申請書」（又は「保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」）を提出し、平塚市が定める基準に従って、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

（1）認定区分

支給認定区分	認定時の年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 （教育標準時間）	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 （保育標準時間／保育短時間）	3～5歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定 （保育標準時間／保育短時間）	0～2歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）、 地域型保育（小規模保育等）

幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用希望の方は、1号認定を受ける必要があります。

通常、認定の申請は利用する施設を経由して行われますので、利用を希望する施設に直接お問合せください。

（2）保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は保育の必要量により、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に区分されます。

保育の必要量は最大時間であり、保育時間（利用時間帯）は、施設ごとに設定された時間内（P32～35）で保育が必要な範囲となります。

利用区分	利用案内・注意事項
保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。 保育標準時間の対象となる保護者の就労、介護・看護、就学時間の下限は、 1か月間で120時間（休憩時間含む） です。
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。 保育短時間利用の対象となる保護者の就労、介護・看護、就学時間の下限は、 1か月間で60時間（休憩時間含む） です。

120時間未満でも、利用時間が常態的に、施設の設定する保育短時間の利用時間帯を超える場合には、就労証明書等の書類の提出により、就労時間帯や契約内容等から必要性を総合的に判断されれば、保育標準時間の認定を受けることも可能です。

利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去にさかのぼっての変更はできません。

(3) 保育時間の利用イメージ(2号認定・3号認定)

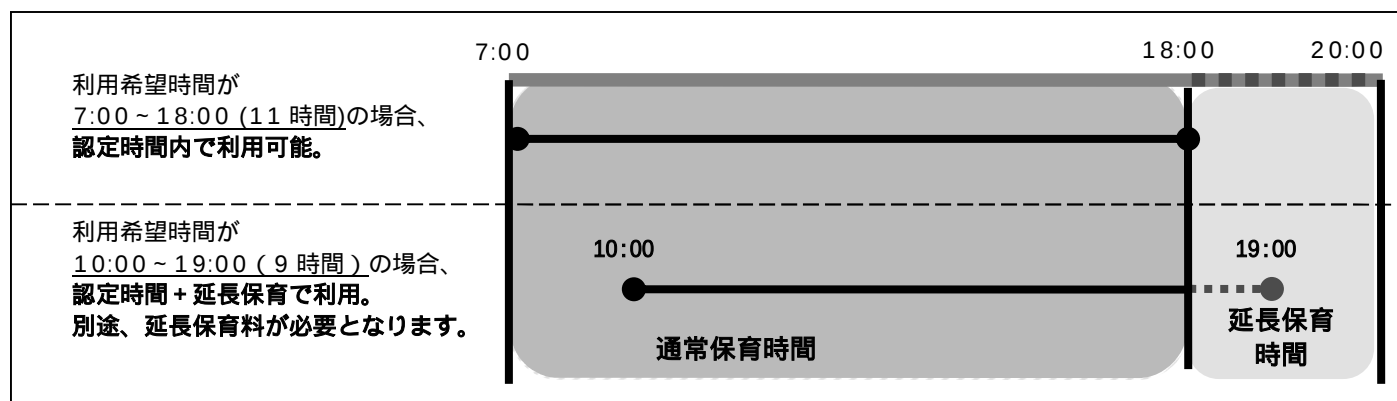
利用可能時間は、それぞれの保育所等が開所している時間内の範囲となります。

保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲となるため、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえで決定します。

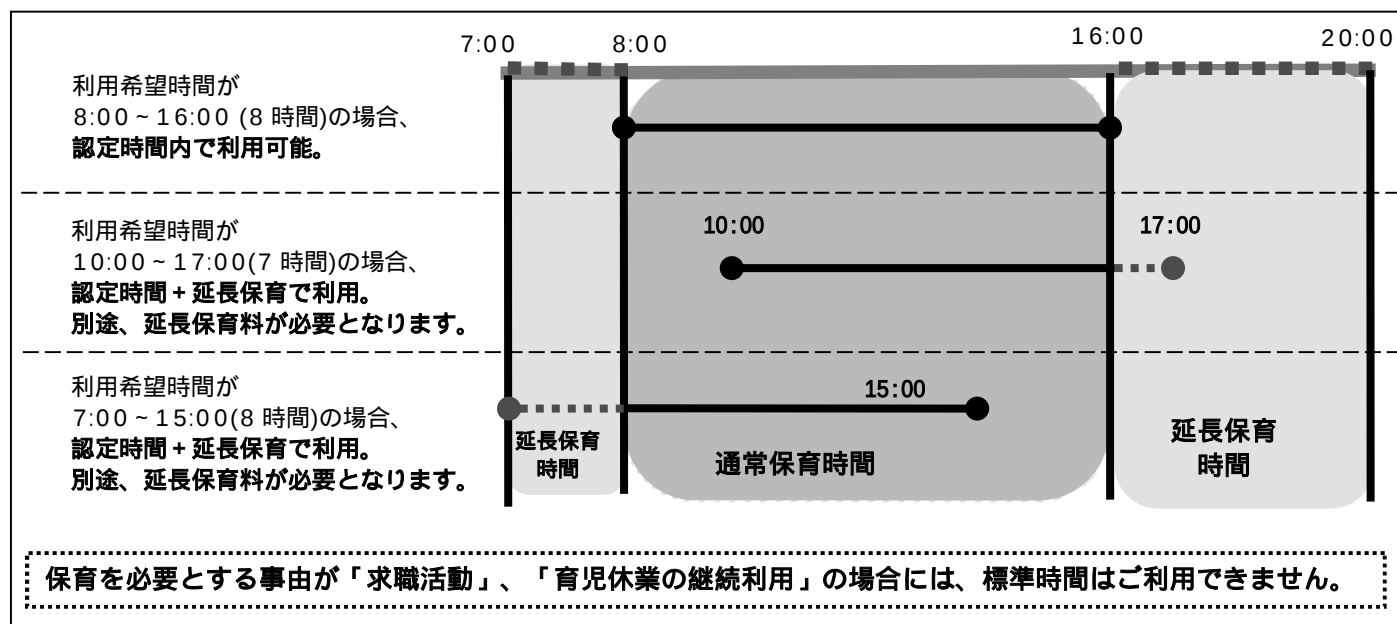
実際の開所時間、通常保育時間、延長保育の時間は各園により設定が異なりますのでご注意ください(P 32～35)。

原則として、仕事が休みの日など「保育が必要な事由」がない場合には、ご家庭での保育をお願いします。

標準時間認定の場合(例：開所時間 7:00-20:00、保育標準時間 7:00-18:00 の設定施設)



短時間認定の場合(例：開所時間 7:00-20:00、保育短時間 8:00-16:00 の設定施設)



延長保育については、幼児教育・保育の無償化の対象外(有料)となります。

保育所等への入所が内定した場合には、認定時間の確認を必ず行ってください。

その他保育を必要とする理由が変わる場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」(P 5)をご提出ください。

7. 利用調整における指数の決定

【基本指数】

- ・保護者の状況は、どれか一つが適用され、父母どちらか低い方の基本指数が適用されます。
- ・ダブルワーク等の場合は就労時間を合算し基本指数を決定します。
- ・産前産後休業又は育児休業からの復職予定での申込みは、産前産後休業又は育児休業後の雇用契約時間で基本指数を決定します。
- ・保育が必要な事由を証明するための書類が未提出又は不備がある場合、また、本市に転入予定だが、平塚市へ転入することを証明する書類（賃貸契約書等）が不足している場合は、基本指数を求職活動とします。

保護者（申込み）の状況				指数
就労	就労	月に160時間以上	（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として 内定している場合を含む）	80
		月に140時間以上		75
		月に120時間以上		70
		月に100時間以上		65
		月に80時間以上		60
		月に60時間以上		55
	内定	月に160時間以上		55
		月に120時間以上		50
		月に60時間以上		45
就学	月に160時間以上		80	
	月に140時間以上		75	
	月に120時間以上		70	
	月に100時間以上		65	
	月に80時間以上		60	
	月に60時間以上		55	
妊娠・出産	出産予定月の前月から4か月間			75
疾病・障がい	診断書等	1か月以上の入院・常時臥床又は国指定難病		80
		疾病などにより保育困難		65
	手帳	身体障がい 1級・2級 知的障がい A1・A2 精神障がい 1級・2級		80
		身体障がい 3級・4級 知的障がい B1・B2 精神障がい 3級		65
		身体障がい 5級以下		40
介護・看護	同居	常時介護・看護（月に160時間以上）		70
		月に60時間以上の介護・看護		60
	別居	常時介護・看護（月に160時間以上）		65
		月に60時間以上の介護・看護		55
求職活動	求職活動（起業準備を含む）			35
転園	本市の認可保育所等に転園を希望する場合（2・3号認定で認可保育所等に 在園している場合）			60
育児休業延長可能	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」 を選択した場合			0
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる場合			90

【調整指数】

- ・調整指数は、別に記載がある場合を除き、原則として該当するものすべてを加算します。
- ・No. 13～No. 16については該当するもの1つのみを加算します。
- ・No. 6に該当する方はNo. 10は対象外となります。
- ・父母の一方が求職活動の場合、No. 6は対象外となります。
- ・No. 9は、卒園年度の翌年度のみ対象となります。
- ・転園は、No. 7及びNo. 13からNo. 16の調整指数のみ加算対象とします。ただし、No. 7については、先に入所している兄弟姉妹と同園のみを希望している場合に加算対象とします。
- ・育児休業延長可能で利用調整を行っている間については、全ての調整指数を加算しません。
ただし、No. 13～No. 16の待機の期間としてのカウントは継続されます。

No	項目	指数
1	ひとり親家庭である	+ 30
2	単身赴任により保護者のいずれかが不在である	+ 10
3	生活保護法による被保護世帯である（就労による自立支援につながる場合等）【要受給証】	+ 20
4	虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要である【要証明書】	+ 20
5	申込児童本人が障がい有する【要手帳】	+ 10
6	現在、産前産後休業又は育児休業を取得中の職場への復職である	+ 20
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）がすでに認可の保育所等に入所している	+ 20
8	2人以上の兄弟姉妹の申込みである	+ 10
9	地域型保育事業、企業主導型保育事業の卒園児童である	+ 10
10	申込児童本人が認可外保育施設等を月に60時間以上有償で利用し就労している【要証明書等】	+ 20
11	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月120時間以上）	+ 50
12	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月120時間未満）	+ 20
13	3か月以上待機している	+ 10
14	6か月以上待機している	+ 20
15	9か月以上待機している	+ 30
16	12か月以上待機している	+ 40
17	同居の祖父母（65歳未満）に保育が必要な事由がない、又は保育が必要な事由を証明するための書類が未提出である	- 30



【利用調整方法】

$$\text{【基本指数】} + \text{【調整指数】} = \text{【基準点数】}$$

- ・基本指数と調整指数から基準点数を算出し、基準点数の高い順に調整します。
- ・入所を希望する児童ごとに第1希望保育所等、第2希望保育所等の順に調整を行います。
- ・基準点数が同点数の場合には、保育所等の希望順位が高い・基本指数が高い・入所保留期間が長い・保育料算定に用いる区市町村民税所得割額が低い順に判断し決定します。
- ・その他、児童福祉の観点から社会的擁護の必要性が認められる場合には、別途調整を行います。

【市外から申し込む方】

次の事由で申込みをした場合は、市内在住者（転入予定者含む）の調整を終えた後の調整とします。

父母のいずれかが平塚市に在勤・在学している（月に60時間以上<休憩時間含む>）場合。

本市で里帰り出産する場合

8. 利用調整結果

(1) 結果のお知らせ時期・方法

利用調整の結果は、次の方法で保護者の方へお知らせします。申込みをした入所月や、調整が初回か継続かによってお知らせ方法が異なりますのでご注意ください。

【4月1次調整】

- 入所内定・保留に関わらず令和9年1月21日（木）以降に文書で通知します。
電話等での結果のお問合せはお受けできません。通知にてご確認ください。

内定の方

- 結果通知に同封されている面接日程を確認いただき手続きを進めてください。
4月1次調整で内定を辞退した場合、再度4月2次申込みを行うことはできません。

保留の方

- 4月2次調整についても調整します。
- 保留の通知は初回の利用調整をした時のみ送付となります。4月1次で保留となり2次調整に繰越した方は、入所が内定した場合にのみ文書による通知にてご連絡します。
- 4月2次も保留となった場合は5月以降も引き続き調整します。

【4月2次調整】

- 次のとおり文書で通知します。
[4月2次から申込みの方] 入所内定・保留に関わらず令和9年3月2日（火）以降に通知
[4月1次から申込みの方] 入所が内定した場合のみ令和9年3月2日（火）以降に通知
電話等での結果のお問合せはお受けできません。通知にてご確認ください。

内定の方

- 結果通知に同封されている面接日程を確認いただき手続きを進めてください。

保留の方

- 翌月以降も引き続き利用調整を行います。
- 保留の通知は利用調整をした最初の月のみの送付となります。4月2次調整で保留となり5月調整に繰越した方は、入所が内定した場合にのみ電話にてご連絡します。
- 入所申込みの有効期間は同一年度内（4月～翌年3月）となります。

【5月～3月調整】

前月20日頃に下記の方法でお知らせします。

内定の方

- 入所が内定した方には、平塚市保育課から電話で連絡し、入所意思の最終確認の電話連絡を行います。
- 入所意思の確認後、内定が決まった園から連絡がありますので、以降は園とのやり取りで手続きを進めてください。

保留の方

- 入所が保留となった方には、文書で通知します。
- 翌月以降も引き続き利用調整を行います。
- 文書による保留の通知は利用調整をした最初の月のみの送付となります。以降は、入所が内定した場合にのみ電話にてご連絡します。
- 入所申込みの有効期間は同一年度内（4月～翌年3月）となります。

(2) 入所保留であることの証明

保育所の入所申込みは、一度お申込みいただくと年度末まで有効ですが、入所保留となった場合に発行される「保育所（園）等入所（転園）保留通知書」は、初回入所申込月のみ発行しています。

このため、初回より後の各月の入所保留となっている事実を証明する書類が必要な場合は、別途申請が必要となります。

申請方法

窓口申請：平塚市役所保育課保育担当（平塚市役所本館 1階 101番窓口）

郵送申請：〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所 保育課 保育担当

電子申請：「平塚市役所トップページ>届出等のデジタル支援>オンラインで申請・届出などができる手続一覧>保育課 保育所等入所関係証明書類交付申請」



（右の二次元コードからアクセスできます）

受付期間

証明書が必要な月の利用調整結果が出てからの受付となります。そのため、証明が必要な月の前月の概ね20日以降に事前に電話にて結果をご確認いただくか、25日以降に申請してください。

申請に必要な書類

申請書類：保育所等入所関係証明書類交付申請書
返信用封筒（郵送で受取希望の場合）

申請書入手先：平塚市役所保育課窓口又は市ホームページ
「平塚市役所トップページ>子育て・教育>子ども・子育て
>保育園・認定こども園・幼稚園>入所保留であることの証明が必要な方」
又は「平塚 保留 証明」で検索



（右の二次元コードからアクセスできます）

受取方法

窓口受取：証明書の準備が出来次第こちらからご連絡します。本人確認書類をご持参のうえ平塚市保育課窓口までお越しください。

郵送受取：返信用封筒にて郵送します。郵送受取を希望の場合、申請時に返信用封筒をご提出ください。

証明書の発行には、1週間程度かかります。申請日当日の発行はできませんので、時間に余裕をもって申請してください。

注意事項

- 保育所等の申込みを行い、利用調整結果で保留となっている場合のみ発行します。
内定を辞退した場合や申込みをしていない場合は発行できません。
- 育児休業延長等の手続きで待機していることの証明書が必要な場合、いつ時点の証明書が必要になるのかを必ず事前に勤務先等にご確認のうえ、申請してください。

9. 保育所等申込後から入所までの注意事項

希望園や保育が必要な事由の変更等に関しては、いずれも窓口又は電子申請にて手続きが可能です。

A 必要書類の確認・様式の取得

(希望園の追加・変更)



平塚 保育 申込 書類

B 必要書類の確認・様式の取得

(保育が必要な事由や家庭状況等の変更)



平塚 保育 変更

電子申請

(手続き一覧)



平塚 デジタル 手続きで検索

(1) 希望園の追加・変更について(必要書類の取得先 A)

- 申込書に記入した希望園や希望順は、**申込み後も変更や追加が可能です。**

[提出期限] 各月の申込み締切日まで

申込み締切日を過ぎて提出された書類は、翌月の調整に反映。

[必要書類] 保育所(園)等申込変更申請書

(2) 保育が必要な事由が変わった場合(必要書類の取得先 B)

【申込中(入所保留中)に「保育が必要な事由」等に変更があった場合】

- 申込中(入所保留中)に「保育が必要な事由」に変更(就労の時間数の変更等を含む)があった場合は手続きが必要です。

[提出期限] 各月の申込み締切日まで

[必要書類] 「保育所(園)等申込変更申請書」及び「保育が必要な事由を証明する書類」

【入所内定後(申込み締切後)に「保育が必要な事由」に変更があった場合】

- 利用調整にあたっては、申込書の提出から入所後の履行確認(就労内定や復職予定で入所した方の就労開始確認等)が済むまでの間を1つの期間として扱っています。

この期間に、保育が必要な事由の内容等で**利用調整指数に減点が生じるような変更があった場合は、原則として内定取消し(入所後は退所)**となります。

【就労先を辞めた(退職した)場合】

次のとおり就労予定で申込みを行い、保育所等の入所が内定した後に、就労予定が取りやめとなった場合、保育所等に入所することはできません。

就労予定の取りやめの例

- ・育児休業等から復職せずに退職した
- ・就労先の内定が取り消しになった又は辞退した
- ・申込時に提出した就労証明書の記載時間数よりも少ない時間数で就労を開始した
(育児のための短時間勤務制度の利用により短時間勤務を行う場合を除く)

- 求職活動で申込みを行った方が、入所内定後から入所までの間に就労を開始する場合は、保育が必要な事由を「求職活動」から「就労」へ変更する手続きが必要です。

[提出期限] 入所月の前月末最終営業日(事由が発生し次第早めに提出してください。)

[必要書類] 「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」

(3) 住所、氏名及び家族構成が変更になった場合 (必要書類の取得先 B)

- 再婚、パートナー、祖父母等の新しい保護者と同居する場合や別居する場合、住所が変わる場合等、変更の内容に応じて、支給認定や利用調整上の基準点数、保育料等に変更が生じるため手続きが必要です。

〔提出期限〕(入所申込みに関する書類)各月の申込み締切日まで

(支給認定や保育に関する書類)事実が生じた月の月末最終営業日

〔必要書類〕「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び新しい保護者の「保育が必要な事由を証明する書類」、「利用者負担額を決めるために必要な書類」

変更の内容によって、必要書類や提出期限が異なるため、詳細は平塚市役所保育課
(0463-21-9612)までお問合せください。

(4) 利用期間が終了した場合

- 申込中(入所保留中)に、「保育が必要な事由」に基づく保育所等を利用できる期間が終了した場合は、申込みは自動的に取下げとなります。

【保育が必要な事由を「妊娠・出産」で入所申込みした方】

「妊娠・出産」での利用期間は、出産予定月の1か月前から数えて4か月間です。利用期間が終了した後も保育所等への入所を希望する場合は、別の保育が必要な事由での申込みが必要になります。

(5) 入所の必要がなくなった場合

- 申込中(入所保留中)に、入所の必要がなくなった場合は、すみやかに平塚市役所保育課へ連絡し、申込みの取下げを行ってください。

(6) 翌年度(4月以降)も保育所等の申込みを希望する場合

- 入所申込の有効期間は同一年内(4月～翌年3月)のため、翌年度(4月以降)については、改めて申込みが必要になります。翌年度の申込みは例年10月頃開始します(P3)。

(7) 内定を辞退した場合

- 入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加点も解消されます。翌月以降の利用調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります。
- 内定を辞退した場合、保留通知書は発行されません。

10. 保育所等入所後の手続き（保育が必要な事由別）

保育所等に入所後、申込時の「保育が必要な事由」によって手続きが必要な場合があります。

保育が必要な事由の変更等に関しては、いずれも窓口又は電子申請にて手続きが可能です。

必要書類の確認・様式の取得
(保育が必要な事由や家庭状況等の変更)



平塚 保育 変更

電子申請
(手続き一覧)



平塚 デジタル 手続 で検索 🔍

(1) 「求職活動」で入所した方

- 「求職活動」での利用期間(最大)は3か月間です。入所した月から数えて3か月の間に就労を開始し、必要書類を提出してください。
 - [提出期限] 入所した月から数えて3か月目の月の中旬
具体的な期限は、平塚市保育課から別途通知
 - [必要書類] 「保育所(園)等申込変更申請書」及び「保育が必要な事由を証明する書類」
就労により、保育標準時間が必要になる場合は、就労が内定し次第、保育必要量の変更をしてください。(月途中からの変更はできません)
- 就労による入所要件を満たしていることが確認でき次第、4か月目以降も継続して利用できます。3か月の間に就労を開始できない場合、退所していただくことになります。

(2) 「就労(内定)」で入所した方

- 入所月の翌月15日までに就労を開始し、必要書類を提出してください。
 - [提出期限] 入所月の翌月下旬
具体的な期限は、平塚市保育課から別途通知
 - [必要書類] 就労開始日以降の日付で証明を受けた就労証明書

保育所等に入所したが、就労を開始する前に就労の内定が取り消しになった又は就労先の内定を辞退した場合(就労予定先で働かなくなった場合)、「求職活動」に変更して、保育所等の入所を継続することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。

(3) 「就労(復職)」で入所した方

- 保育所等に入所後、翌月15日までに復職し、必要書類を提出してください。
 - [提出期限] 入所月の翌月下旬
具体的な期限は、平塚市保育課から別途通知
 - [必要書類] 復職日以降の日付で証明を受けた復職日が記載された就労証明書

保育所等に入所したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」に変更して、保育所等に入所を継続することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所となります。

上の子が育児休業を理由に保育所等を利用している場合、下の子が1歳に達した翌日以降の保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合、上の子は退所となります。

(4) 「就労」で入所した方

【就労時間や就労日数等、就労条件が変わる場合】

[提出期限] 変更が生じた月の月末最終営業日 (事由が発生し次第早めに提出してください。)

[必要書類] 新しい就労条件で証明を受けた就労証明書

【就労先を退職し、新たな就労先で就労する場合】

退職後すぐに新たな就労を開始する場合(就労しない月が無い場合)は次の の切り替えは不要です。

「退職日のわかる書類(退職証明書、離職票の写し等)」と新たな「就労証明書」、保育必要量が変わる場合には「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

就労先を退職した場合

保育が必要な事由を「就労」「求職活動」に切り替える必要があります。「求職活動」での利用期間は退職した月の翌月から数えて3か月間です。この間に新たに就労を開始してください。

[提出期限] 事実が生じた月の月末最終営業日 (事由が発生し次第早めに提出してください。)

[必要書類] 「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」・「退職日のわかる書類(退職証明書、離職票の写し等)」

新たな就労先が決まった場合

保育が必要な事由を「求職活動」「就労」へ切り替える必要があります。

[提出期限] 就労開始月の月末最終営業日 (事由が発生し次第早めに提出してください。)

[必要書類] 「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び「就労証明書」

(5) 「妊娠・出産」で入所した方

- 「妊娠・出産」での利用期間は、出産予定月の1か月前から数えて4か月間になります。

出産が予定月から遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後とします。

「妊娠・出産」期間終了後に「育児休業」で保育所等の継続利用を希望する場合

- 「妊娠・出産」期間終了後に育児休業を取得される場合に、上の子の継続利用を希望される方は、保育が必要な事由を「妊娠・出産」から「育児休業」に切り替えて入所を継続する手続きが必要です。

[提出期限] 「妊娠・出産」期間が終了する月の中旬 具体的な期限は、平塚市保育課から別途通知

[必要書類] 「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び「育児休業期間が記載された就労証明書」

- 「育児休業」での利用は「保育短時間」の認定で、期間は次のとおりとなります。

【「育児休業」で継続利用できる期間について】

- 下の子が1歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
- 下の子の保育所等入所申込みをしたが、入所できなかった場合、その状況が続く限り下の子が最大2歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
- 上の子が5歳児クラスに在籍している場合、育児休業中であれば卒園まで継続利用ができます。

注意

☆	☆	☆	☆
(例) 令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	令和9年(2027年)	令和9年(2027年)
10月8日生まれ	10月8日【1歳】	4月8日【1歳半】	10月8日【2歳】

- 下の子が1歳に達した翌月以降の申込みを行い、保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合や申込みを取り下げた場合、上の子は退所となります。

- 保育が必要な事由を「育児休業」から「求職活動」に切り替えることはできません。

1 1 . 保育所等入所後の注意事項

(1) 慣らし保育

- 子どもが、入所した保育所等に慣れるまでの間は、短い時間での保育となります。個人差はありますが、入所してからおおむね2週間～4週間位で1日保育となります。「慣らし保育」は不慣れな環境によるストレスから子どもを守る大切な時間ですので、ご理解ください。
- 転園した子ども（小規模保育事業所から連携園への異動を含む）も慣らし保育を行います。

(2) 保育所等の入所期間

- 保育所等へ入所できる期間は、就学前までです。ただし、保育が必要な事由による入所の要件を継続して満たしていることが必要です。

(3) 延長保育

- 通常保育の時間外で保育所等を利用した場合、延長保育料が毎月の保育料等と別に発生します。

(P 3 8 ～ 4 1)

- 支払い方法は、入所している保育所等に確認してください。

(4) 保育が必要な事由や家庭状況（住所、氏名、家族構成）が変わった場合

変更書類の入手先・手続きの
リンク先は P 2 1 参照

【家庭状況が変わった場合】

- 再婚、パートナー等の新しい保護者や祖父母と同居する場合、住所が変わる場合等、変更の内容に応じて、支給認定や保育料等に変更が生じるため手続きが必要です。

〔提出期限〕事由が生じた月の月末最終営業日（ 事由が発生し次第早めに提出してください。 ）

〔必要書類〕「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び新しい保護者の「保育が必要な事由を証明する書類」、「利用者負担額を決めるために必要な書類」

変更の内容によって、必要書類や提出期限が異なるため、詳細は平塚市役所保育課（0463-21-9612）までお問合せください。

【保育が必要な事由が変わった場合】

- 入所中に保育が必要な事由に変更が生じた場合、認定の内容を変更するための手続きが必要となります。これにより、入所が可能な期間や保育必要量に変更が生じる可能性があります。

（例）「就労」（保育短時間）で入所中に妊娠した場合

- 「妊娠・出産」への切り替え手続きが必要です。

- この場合、入所継続期間は出産予定月の1か月前から数えて4か月間、保育必要量は保育標準時間となります。

〔提出期限〕出産予定月の2か月前の月末最終営業日

（ 事由が発生し次第早めに提出してください。 ）

〔必要書類〕「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び「母子健康手帳の写し」

保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ（平塚市交付の母子手帳の場合1ページと4ページ）

(5) 転園を希望する場合

- 在籍施設からの転園を希望する場合、申込みが必要となります。新規利用調整と合わせて、基準点数での利用調整を行います。

〔提出期限〕各月の申込み締切日まで

〔必要書類〕転園申込書

必要書類の確認・様式の取得

平塚 保育 申込 書類

で検索 🔍

電子申請（転園）



- 転園が内定した場合、現在の施設は継続できないため、辞退する場合は、退所となります。
- 転園が決まった場合、現在の施設に退所届を提出してください。

(6) 小規模保育事業所の連携園以外を希望する場合

- 小規模保育事業所の卒園に合わせて、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みではなく、新規入所申込みが必要となります。
- 在園している施設から卒園後に連携園へ進むかの意向確認があります。「連携施設へ進まない」と回答した場合、卒園後に連携施設への入所枠は確保されません。
「連携施設へ進む」と回答した上で他の施設へ新規入所申込みを行うことはできません。

(7) 市外転出後、同じ保育所等への入所継続を希望する場合

- 平塚市外へ転出した後も、同じ保育所等で入所を継続するためには、保護者のいずれかが平塚市内で月に60時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。
5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続が可能です。
- 転出する際には、必ず平塚市役所保育課までご連絡ください。
- 平塚市外へ転出後は、転出先の区市町村で改めて入所申込みが必要になります。

(8) 荒天時の送り迎えについて

- 台風・大雨等が想定される場合、子どもの安全を最優先とし、保育所等の開園が遅れることや速やかに保育所等へお迎えをお願いすることなどがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

12. 保育料

保育料無償化制度により次のお子さんの保育料が無償となります。

●保育所・認定こども園（保育部分）：3～5歳児クラスのお子さん

副食材料費（おかず・おやつ代）は実費徴収となります。

- (1) 保育料等の負担の有無は、保護者（父母）の区市町村民税額の合計により算定します。
令和8年9月～令和9年8月分までの保育料等は令和8年度区市町村民税額、令和9年9月～令和10年8月分までの保育料等については令和9年度の区市町村民税額をもとに算定されます。
- (2) 利用者負担額を算定する際の「区市町村民税額」には、税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。
（例）配当控除・外国税額控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除等は適用されません。
令和6年度税制改正による定額減税については控除対象となります。
- (3) 祖父母と同居している世帯で、父母それぞれの区市町村民税が非課税の場合かつ、保護者（父母）の所得（収入から経費を差し引いた額）の総額が年間35万円以下の場合は、祖父母のうち、区市町村民税額の高い方を加えて保育料の算定及び副食材料費の負担の有無を判定します。
- (4) 該当年度の4月1日時点の子どもの年齢により保育料等を算定します。
年度の途中で年齢が変わっても、その年度内の保育料等は変わりません。
- (5) 保育料等は月額で決定しており、登園がない場合でも保育料等は変わりません。また、保育料決定通知は入所月の中旬～下旬に送付いたします。
- (6) 保育料等の納付方法は、納付書払いと口座振替がありますが、口座振替のご利用を推奨しています。引き落とし口座の登録にご協力ください。なお、上の子が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。また、口座引落日は月末日となっていて、月末日が土日祝の場合は、翌営業日となります。
私立の認定こども園と小規模保育事業所の保育料は、施設による徴収となります。
- (7) 保育料等を滞納した場合、法律に基づき、滞納処分を実施することがあります。
- (8) 副食材料費の金額は施設により異なります。詳細は32～35ページをご確認ください。

【区市町村民税額の見方について】

住民税（市民税・県民税）を納税通知書で納めている方（事業を営んでいる方など）
 ...「神奈川県平塚市 市民税・県民税 納税通知書

令和8年度 市民税・県民税課税明細書

算出所得割	60000	算出
調整控除	1500	
市税額控除		
住宅借入（注）1	2000	県税額
寄付金税額控除		住宅借入（注）1
配当・株（注）2		普通徴収納付税額
		税額控除後の税額
所得割	56500	市民税
均等割	3500	均等割

算出所得割（市民税） - 調整控除（市民税）
 = 算定基準になる市民税額 となります。

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】

「市民税・県民税 納税通知書」3枚目に記載されている市民税算出税額を確認して下さい。

算出所得割（市民税） - 調整控除（市民税）

= 算定基準になる市民税額 となります。

通知書の様式は送付時期や市区町村ごとに異なります。

県民税額は算定基準には含まれません。

定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民分のみ控除対象となります。

徴収月	仮特別徴収税額（円）
令和7年4月	
令和7年5月	
令和7年6月	

徴収月	仮特別徴収税額（円）
令和8年4月	
令和8年5月	
令和8年6月	

住民税（市民税・県民税）を給与天引きで納めている方（主に給与所得者の方）
 ...「市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	5865802	主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得
	給与所得	4151200					
	その他の所得計	0					
			総所得金額①	4151200			

課税標準	総所得②	3088000
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当等	0

市民税	税額控除前の市民税額③	185280
	税額控除額④	1500
	所得割額⑤	183700
	均等割額⑥	3500
	市民税額⑦	124292
	県民税額⑧	1000

所得控除	雑損	0	障害・寡・勤	0
	医療費	0	配偶者	
	社会保険料	732457	配偶者特別	
	小規模企業共済	0	不要	
	生命保険料	0	基礎	33000
	地震保険料	0	所得控除合計⑨	106245

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】

毎年6月頃に勤務先から配布される「市民税・県民税 特別徴収税額通知書」表面に記載されている市民税額を確認して下さい。

税額控除前所得割額

- 調整控除額（税額控除額の一部：例1,500円）【注】
 = 算定基準になる市民税額 となります。

【注】税額控除額に含まれる調整控除額の算出方法は、

通知書裏面「税額控除（調整控除）」をご確認ください。

通知書の様式は配布時期や市区町村ごとに異なります。

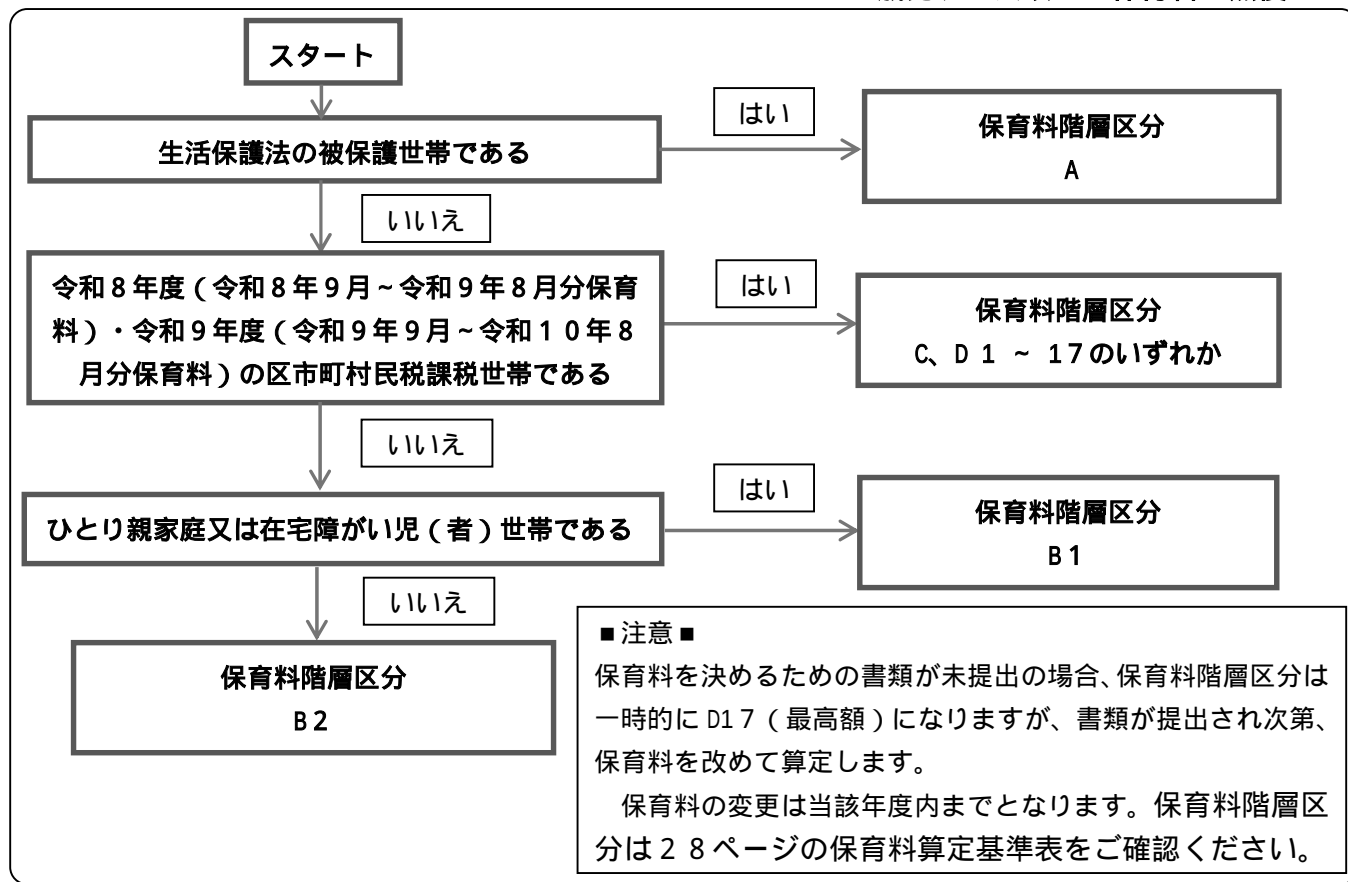
県民税額は算定基準には含まれません。

住宅ローン控除や寄附控除（ふるさと納税）などは控除対象にはなりません。ただし、定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民税分のみ控除対象となります。

保育料等の算定方法

（0～2歳児クラスの保育所・認定こども園（保育部分）利用）

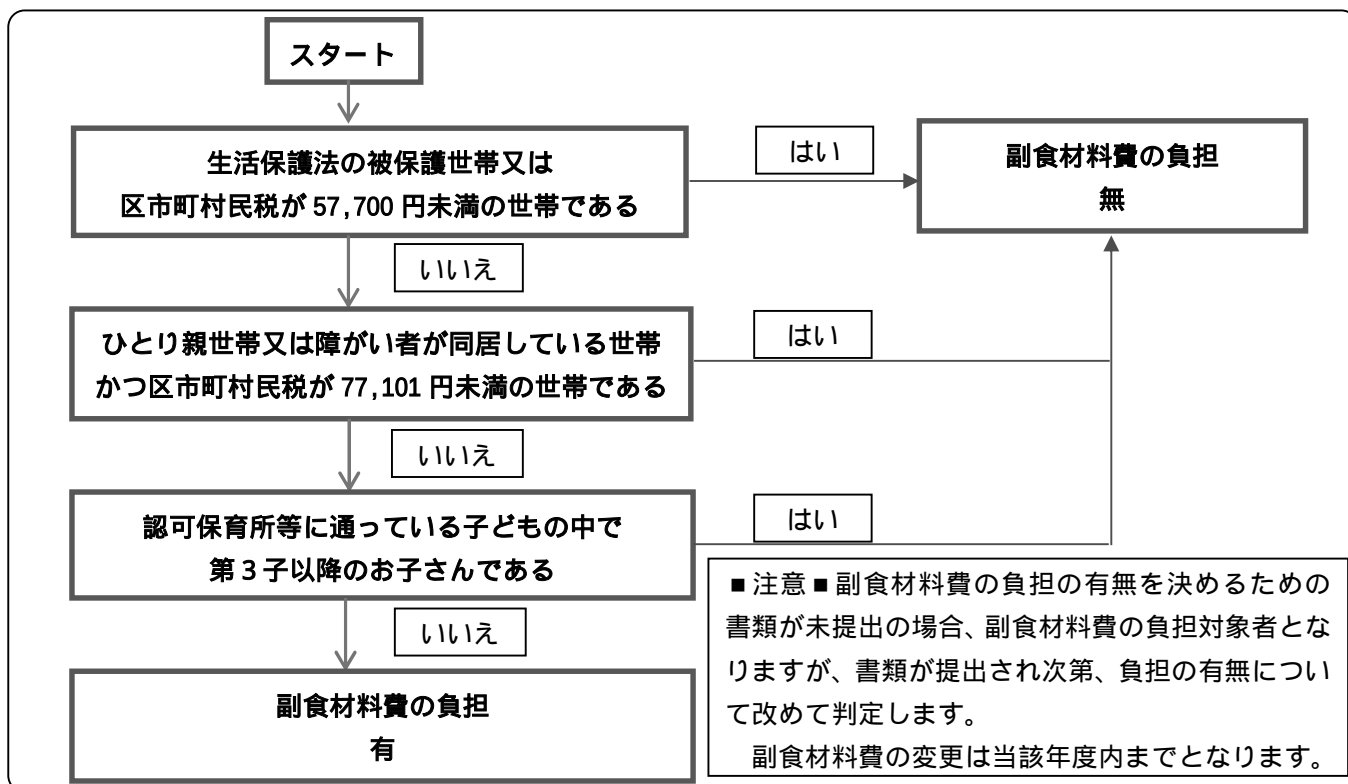
3歳児クラス以上の保育料は無償



副食材料費の負担の有無の判定方法

（3～5歳児クラスの保育所・認定こども園（保育部分）利用）

2歳児クラス以下は副食材料費の徴収なし



保 育 料 算 定 基 準 表
(保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等)

階層 区分		世 帯 区 分			3歳未満児(4月1日時点)				3歳以上児(4月1日時点)					
					基本額		第2子 (基本額の半額)		基本額		副食材料費の負担			
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	第1・2子	第3子以降		
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	0	0	0	0	無	無		
B	1	区市町村民 所得割非課税 世帯	区市町村民税	母子・父子	0	0	0	0	0	0	無	無		
	非課税世帯		在宅障がい児(者)等											
2			上記を除く	0	0	0	0	0	0	無	無			
C			区市町村民税均等割課税世帯		7,200	7,000	3,600	3,500	0	0	無	無		
		(母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無			
D	1	区市町村民税 所得割課税世帯	所得割の額が 48,600 円未満		10,400	10,200	5,200	5,100	0	0	無	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
	2		48,600 円以上 57,700 円未満		13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	無	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
			57,700 円以上 60,000 円未満		13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	有	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
	3		60,000 円以上 70,000 円未満		17,000	16,700	8,500	8,350	0	0	有	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
	4		70,000 円以上 77,000 円未満		21,200	20,800	10,600	10,400	0	0	有	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
	5		77,000 円以上 77,101円未満		25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無		
			((母子・父子・在宅障がい児(者)等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無		
			77,101円以上 97,000 円未満		25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無		
	6		97,000 円以上 130,000 円未満		29,600	29,000	14,800	14,500	0	0	有	無		
			130,000 円以上 150,000 円未満		34,600	34,000	17,300	17,000	0	0	有	無		
	7		150,000 円以上 169,000 円未満		39,400	38,700	19,700	19,350	0	0	有	無		
			169,000 円以上 211,000 円未満		44,000	43,200	22,000	21,600	0	0	有	無		
	8		211,000 円以上 260,000 円未満		49,000	48,100	24,500	24,050	0	0	有	無		
			260,000 円以上 301,000 円未満		53,800	52,800	26,900	26,400	0	0	有	無		
	9		301,000 円以上 360,000 円未満		55,000	54,000	27,500	27,000	0	0	有	無		
			360,000 円以上 397,000 円未満		56,200	55,200	28,100	27,600	0	0	有	無		
	10		397,000 円以上 425,000 円未満		57,600	56,600	28,800	28,300	0	0	有	無		
			425,000 円以上 450,000 円未満		59,600	58,500	29,800	29,250	0	0	有	無		
	11		450,000 円以上 475,000 円未満		61,800	60,700	30,900	30,350	0	0	有	無		
475,000 円以上		64,000	62,900	32,000	31,450	0	0	有	無					

備考

- 原則、保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所等の在籍期間中にご負担いただく保育料は上記の月額保育料となります。
- 〔3歳未満児クラス〕
D2(区市町村民税所得割算額57,700円以上に限る)～D17に該当する世帯においては、同一世帯から就学前児童が、認可保育所の他に幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、その児童も算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します。
B2～D2(区市町村民税所得割算額57,700円未満に限る)に該当する世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します(別世帯の子や、同世帯であっても、子以外の続柄を監護している場合には別途、申請が必要です。7ページ参照)。順位は、年齢の高い子から数え、1人目は基本額、2人目は第2子の保育料、3人目以降は無料となります。
- 〔3歳未満児クラス〕
平成29年度から階層区分がC(区市町村民税所得割非課税世帯かつ区市町村民税均等割非課税世帯)～D5の一部(区市町村民税所得割算額77,101円未満)に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい者(児)が同居している世帯等については保育料の負担を軽減する措置が始まりました。
- 〔3歳以上児クラス〕
令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費(おかず・おやつ代)については、一部の世帯を除いて実費徴収となりました。金額については施設ごとに設定されているため、37～40ページにてご確認ください。
- その他諸経費(3歳以上児の主食代、父母会費、遠送代等)がかかる場合があります。
- 利用者負担額は毎年見直しております。
- 保育料は、年度当初(4月1日時点)での年齢で決定するため、年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。
- 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、最高階層(D17)となります。

継続入所手続き

1 3 . 継続入所手続き

- 毎年10月～11月頃に、在籍している保育所等から、継続入所の手続きに関するご案内をお渡しします。
- 翌年度（4月以降）の保育所等の継続利用を希望する場合、「継続入所申込書」と「保育を必要とする事由を証明するための書類」（P5）を指定の期日までに御提出ください。
- 書類の提出が無い場合や、「保育を必要とする事由」の確認がとれない場合、入所を継続することができない場合があります。

退所・卒園

1 4 . 退所のルールと手続き

- 次の場合、保育所等を退所していただくことになります。
 - 新規入所後に、入所申込み時の「保育が必要な事由」に応じた履行確認（就労内定や復職予定で入所した方の就労開始確認等）ができない場合
 - 「保育が必要な事由」が無くなった場合
 - 在籍している施設に2か月に1回以上登園がない場合
- 退所する場合、退所予定月の10日までに必ず平塚市役所保育課又は入所している保育所等へ「退所届」を提出してください。

「退所届」の提出が遅れると翌月分の保育料等をお支払いいただくことがあります。
- 卒園にあたり、「退所届」の提出は必要ありません。
- 退所日は、原則として月末となります。

資料編

1. 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化制度」では、事前に手続きをとることにより、施設の利用部分が無償化の対象となることを定めています。申請前に施設を利用した期間は無償化の対象とならず、自己負担となります。

(1) 各施設の無償化範囲

無償化上限額改定のため令和8年10月以降の情報を記載

対象施設 対象年齢	施設型給付幼稚園・認定 こども園（幼稚園部分）		私学助成幼稚園等		認可外保育施設・ 一時預かり事業等 2
	教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	1号認定 ○	新2号認定 ()○(1) (上限 12,300 円)	新1号認定 ○ (上限 28,000 円)	新2号認定 ()○(1) (上限 12,300 円)	新2号認定 ()○ (上限 40,300 円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	1号認定 ○	×	新1号認定 ○ (上限 28,000 円)	×	
市民税非課税 世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)	1号認定 ○	新3号認定 ()○(1) (上限 17,700 円)	新1号認定 ○ (上限 28,000 円)	新3号認定 ()○(1) (上限 17,700 円)	
市民税非課税 世帯の0～2歳児 クラス					新3号認定 ()○ (上限 45,700 円)

○対象 ×対象外 () 保育の必要性の認定が必要

- 1 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用に加え、月内の預かり保育利用日数に490円乗じた額と、園ごとに設定された預かり保育の利用料を比較し、小さい方の額に対し新2号認定は月額12,300円、新3号認定は17,700円まで無償化となります。
- 2 企業主導型の認可外保育施設の利用、または保育所等の延長保育の利用は無償化の対象外となります。

【1号認定の保育料（3歳以上児の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）利用）】

No	区市町村民税所得割課税額	基本額	副食材料費の負担
1	所得割の額が 77,100 円以下	0	無
2	所得割の額が 77,101 円以上	0	有（第3子以降は負担無）

- 1 令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、一部の世帯を除いて実費徴収することとなりました。金額については施設ごとに設定されているため、別紙「平塚市私立幼稚園子育てサービス一覧表」をご確認ください。
- 2 No2に該当する世帯において、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子以降を第2子、第3子とカウントします。この場合、第3子以降については副食材料費を免除します。なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設短期治療施設通所部、企業主導型保育施設を利用または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。
- 3 上記利用者負担額（副食材料費）の他に、特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）・実費負担（教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費）が幼稚園・認定こども園ごとにかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。
- 4 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、副食材料費の負担対象となります。

(2) 認定申請と対象施設

無償化を希望する全ての方が、事前に申請し認定を受ける必要があります。

【認定申請方法】

[提出期限] 認定を希望する月の前月末最終営業日 (早めの提出にご協力ください。)

[必要書類] 「子どものための教育・保育給付支給認定 (変更) 申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定 (変更) 申請書」及び「保育が必要な事由を証明するための書類」 (P 5)

[提出方法] 窓口又は電子申請

[結果のお知らせ] 提出書類を平塚市で確認後、保護者宛に次の通知書を送付します。

- 無償化の対象となる児童・・・施設等利用給付認定通知書
- 無償化の対象とならない児童・・・施設等利用給付認定申請却下通知書

無償化の適用は、原則として申請書が平塚市に提出された翌月 1 日からの認定開始となります。

保育が必要な事由を証明するための書類の提出がない場合は認定ができません。

教育・保育給付認定申請手続き及び施設等利用給付認定手続きは、幼稚園、保育所等への入所申込みを兼ねておりません。入園 (所) を希望する場合は、別途、入園 (所) 申込みの手続きが必要となります。

1 号及び新 1 号の認定を受けている上の子がおり、その後、下の子が 2 号及び 3 号で入所した場合であっても、上の子の預かり保育に係る無償化を希望する場合は、改めて申請が必要です。

転出入する場合、住民票の異動前に双方の自治体へご連絡ください。転出後、認定は自動で継続されません。

【対象施設】

民間認可保育所・認定こども園が実施する一時預かり事業や幼稚園が実施する預かり保育、認可外保育施設、病児・病後児保育事業 (市内では病後児保育施設「なでしこ」、病児保育施設「麦・もんもん」「ここいこすまいるーむ」のみ)、平塚市ファミリー・サポート・センター等の施設が無償化の対象です (一部対象外あり)。

一時預かり事業の実施施設については、利用案内 P 3 8 ~ 4 1 をご参照ください。

複数の施設を利用した場合であっても、1 人の子どもに対する無償化の上限額に変更ありません。

申請様式の取得



平塚 利用給付 申請

利用対象施設



平塚 無償化 施設

電子申請 (無償化)



で検索 🔍

(3) 保育の必要性の認定について

保護者それぞれに、次のいずれかの「保育が必要な事由」が必要となります (詳細は P 2 参照)。

就 労	居宅外・居宅内で就労をしている場合 (月に 6 0 時間以上 休憩時間含む)
妊 娠・出 産	出産前後の場合 (出産予定月の 1 か月前から 4 か月間)
疾病・障がい	ご家庭での保育が困難な病気、けが又は障がいがある場合
介 護・看 護	親族 (長期入院等をしている親族を含む) を常時介護・看護している場合 (月に 6 0 時間以上)
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたる場合
求 職 活 動	継続して活動 (起業準備を含む) している場合 (認定開始月を含む 3 か月間)
就 学	就学している場合 (職業訓練校等における職業訓練を含む) (月 6 0 時間以上 休憩時間含む)
そ の 他	市長が認める場合

- 1 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて 3 か月後の月末までとします。
- 2 3 か月以内に就労を開始し必要書類を提出した場合、4 か月目以降も継続して入所することができます。

2. 保 育 所・認定こども園 等 一 覧 表 (令和9年4月1日時点)

施設の種別

認可保育所	保育所等保育を実施する施設は、「保育が必要な事由（P2）」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育時間（保育部分）については、「保育が必要な事由（上記参照）」がある場合に希望することができます。3～5歳児で昼過ぎまでの教育時間（幼稚園部分）の利用を希望する場合は、直接園で申込手続きをしてください。
小規模保育事業所	認可保育所や認定こども園より少人数の単位で、0～2歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。2歳児クラスで卒園となります。3歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入園することができる予定です。

施設一覧

認定こども園の幼稚園部分については各園にお問い合わせください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	電話	給食費 (主食、副食含む)	駐車場	【保育短時間】 開所時間	【保育標準時間】 土曜日開所時間	保育年齢
私立 認可保育所・認定こども園	a 神田 岡崎 城島	1	横内保育園	横内3824	90	55-2188	6000円/月額	4台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		2	ゆうかり保育園	岡崎449	120	58-7220	5500円/月額	10台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		3	認定美里・ 柿の実こども園(注1)	下島824	80	55-3830	7500円/月額	100台	【8:30-16:30】 7:30-19:00	【7:30-18:30】 7:30-18:30	6か月から
		4	認定こども園 大神美里幼稚園(注1)	大神5-12-1	20	54-3288	7500円/月額	20台	【8:30-16:30】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	満3歳から
		5	認定こども園 神田幼稚園(注1)	大神1-1-18	35	55-0841	350円/日額	100台	【8:00-16:00】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	満3歳から
	b 大野 豊田	6	八幡保育園	四之宮2-10-10	140	21-0084	5500円/月額	10台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		7	愛・八幡保育園	四之宮2-14-3	60	20-2080	5500円/月額	7台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		8	中原保育園	南豊田301-1	120	32-8600	6500円/月額	15台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		9	みどり保育所	四之宮1-8-92	195	35-0015	7000円/月額	20台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		10	みどり保育所 分園ピッコロ	西八幡3-8-1	45	20-4177	保育料に含まれる	7台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から 2歳児クラス まで
		11	真土すばる保育園	西真土3-22-39	130	53-4141	6000円/月額	12台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-19:00	2か月から
		12	湘南きらら保育園	西真土1-2-16	80	35-0030	6000円/月額	15台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-19:00	2か月から
		13	認定こども園 大野幼稚園(注1)	東八幡1-16-39	40	21-7302	390円/日額	無し	【8:30-16:30】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	1歳児クラス から
		14	認定こども園 東中原幼稚園(注1)	東中原2-23-3	50	33-4849	390円/日額	45～50 台	【8:30-16:30】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	1歳児クラス から
	c 金田 金目	15	金目保育園	北金目2-9-24	150	58-1882	6500円/月額	19台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		16	金目おむすび保育園	北金目2-25-8	50	73-7555	6500円/月額	9台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	【7:30-18:30】 7:30-18:30	6か月から
		17	サンキッズ金田はいくえん	寺田縄1058-1	130	59-9525	6200円/月額	18台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
		18	認定こども園 さなだ幼稚園(注1)	真田4-10-15	20	58-0001	345円/日額	7台	【8:30-16:30】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	3歳児クラス から
		認定こども園さなだ幼稚園は、令和9年度の新規入所の募集はありません。									
		19	つくし幼稚園(注1)	飯島6	30	58-7111	9500円/月額	200台	【8:30-16:30】 7:30-18:30	【7:30-18:30】 7:30-18:30	3歳児クラス から

■ 平塚市外局番：0463

■ 2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

■ 3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注1) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	電話	給食費 (主食、副食含む)	駐車場	【保育短時間】(保育標準時間) 開所時間 土曜日開所時間	保育年齢
私立 認可保育所・認定こども園	旭 土沢	20	あさひ保育園	河内1-6-19	131	32-2137	6500円/月額	11台	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		21	大町保育園	根坂間737-2	90	58-6662	6500円/月額	7台	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		22	いずみ保育園	万田2-12-22	140	31-3421	6000円/月額	12台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		23	高村保育園	高村209	135	34-2526	6000円/月額	9台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		24	湘南みらい保育園	徳延1-10-8	150	37-1711	6000円/月額	12台	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		25	平塚めぐみこども園 (注1)	纏2-5-1	15	32-3422	310円/日額	15~20台	【8:30-16:30】[7:30-18:30] 7:30-18:30 7:30-18:30	3歳児クラス から
		26	清水学園付属幼稚園 (注1)	根坂間645	50	58-8080	358円/日額	30~40台	【8:30-16:30】[7:30-18:30] 7:30-18:30 7:30-18:30	満3歳から
		27	認定こども園 白鳥幼稚園(注1)	河内1-17-54	15	32-7875	9500円/月額	50台	【8:30-16:30】[7:30-18:30] 7:30-18:30 7:30-18:30	3歳児クラス から
	平塚 (北)	28	平塚保育園	宮の前4-13	135	22-7771	6000円/月額	無し	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		29	柳町保育園	平塚4-20-1	110	31-0880	6000円/月額	無し	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		30	明石町保育園	明石町15-16	90	21-0789	6000円/月額	無し	【9:00-17:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		31	しらゆり保育園	立野町31-24	60	32-0821	6000円/月額	無し	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		32	富士見保育園	平塚5-22-50	120	33-3411	6000円/月額	10台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		33	湘南平塚 あゆみ保育園	宮の前8-31	58	24-3751	7000円/月額	無し	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-18:30 7:00-18:00	2か月から
		34	くまのこ保育園	錦町9-15	50	75-9631	6000円/月額	無し	【9:00-17:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	6か月から
		35	サン・キッズ湘南	中堂8-10	110	25-1019	6200円/月額	10台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-20:00 7:00-20:00	2か月から
		36	認定こども園 道和幼稚園(注1)	豊原町26-24	18	31-0595	7500円/月額	15台	【8:30-16:30】[7:30-18:30] 7:30-18:30 7:30-18:30	3歳児クラス から
		37	まなびの森保育園平塚	宮の前11-9	60	86-6959	5500円/月額	3台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-20:00 7:00-20:00	生後57日後 (注2)から
		38	認定こども園 なでしこ幼稚園(注1)	平塚1-14-3	60	31-2471	9500円/月額	2台	【8:30-16:30】[7:30-18:30] 7:30-18:30 7:30-18:30	1歳児クラス から
	平塚 (南)	39	もんもん保育園	松風町23-54	70	20-8221	7000円/月額	4台	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-20:00 7:00-20:00	2か月から
		40	苗・もんもん保育園	代官町19-27	20	21-9117	夜要件(注3) 9000円/月額	8台	夜要件 【11:00-19:00】[11:00-22:00] 7:00-22:00 7:00-22:00	2か月から
		苗・もんもん保育園は、令和9年度の新規入所の募集はありません。								
		41	花・もんもん保育園	代官町19-27	120	20-5887	7000円/月額	8台	【8:00-16:00】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-18:00	2か月から
		42	サン・キッズ 平塚ステーション	八重咲町1-30	90	20-5240	6200円/月額	3台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-20:00 7:00-19:00	2か月から
		43	花水さくら保育園	花水台10-21	140	86-6646	6000円/月額	8台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:00-19:00	2か月から
		44	ばぶりが保育園 平塚駅南	八重咲町3-31	70	73-7361	5500円/月額	4台	【8:30-16:30】[7:00-18:00] 7:00-19:00 7:30-19:00	生後57日後 (注2)から

平塚市外局番：0463

実際の状況については、保育所等へお確かめください。

開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注1) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

(注2) 生後57日以降の翌月初日から入所希望可能となります。

(注3) 申込児童の保護者の就労時間(通勤時間含む)が、常時19時を過ぎることが入所要件です。ただし、特別な事情がある場合この限りではありません。

各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	番号	施設名	所在地	定員	電話 ¹	給食費	駐車場 ²	【保育短時間】 開所時間	[保育標準時間] 土曜日開所時間 ³	連携施設	保育年齢
私立 小規模保育事業所	45	サンライズキッズ 保育園平塚園	四之宮 2-3-5 8 エトワール平塚 1 階	19	050-5807 -2296	保育料に含まれる	園横 3 台 近隣 1 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-19:00	みどり保育所	2 か月から 2 歳児クラスまで
	46	錦町保育園あねら	錦町 19-6 村上ビル 1 階	19	86-6680	保育料に含まれる	1 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-18:00	平塚保育園、明石町保育園、 柳町保育園のいずれか	2 か月から 2 歳児クラスまで
	47	松風・もんもん保育園	松風町 23-1	19	20-8681	保育料に含まれる	園前 1 台 近隣 3 台	【8:00-16:00】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-18:00	もんもん、苗もんもん、花も んもん保育園のいずれか	2 か月から 2 歳児クラスまで
	48	ぼとふ平塚	天沼 7-21	19	20-8247	保育料に含まれる	5 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-18:00	サン・キッズ湘南	6 か月から 2 歳児クラスまで
	49	HANAみらい 愛育園 東真土	東真土 2-3-16	19	72-8899	保育料に含まれる	2 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-19:00	八幡保育園、愛・八幡保育園 のいずれか	生後 57 日後 ^(注1) から 2 歳児クラスまで
	50	MIRATZ 湘南平塚保育園	黒部丘 6-73 シティテラス湘南平塚 1 階	19	73-9055	保育料に含まれる	3 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-19:00	黒部丘幼稚園 ^(注2)	生後 57 日後 ^(注1) から 2 歳児クラスまで
	51	ミルキーホーム 平塚園	天沼 5-26	19	21-7221	保育料に含まれる	2 台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-19:00	サン・キッズ 平塚ステーション、 なでしこ幼稚園のいずれか ^{(注 2)(注3)}	6 か月から 2 歳児クラスまで
	52	ばぶりが保育園平塚	明石町 1-11	19	74-6105	保育料に含まれる	無し	【8:30-16:30】 7:00-19:00	[7:00-18:00] 7:00-19:00	ばぶりが保育園平塚駅前、 育英幼稚園、黒部丘幼稚園の いずれか ^{(注2)(注3)}	6 か月から 2 歳児クラスまで

¹ 平塚市外局番：0 4 6 3

² 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

³ 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

- ・小規模保育事業所は 0 ～ 2 歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。2 歳児クラスで卒園となります。
- ・3 歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入所することができる予定です。

・小規模保育事業所を卒園後に、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みとは異なり、新規入所申込みが必要となります。その場合、卒園後の連携施設への入所枠は確保されません。

(注 1) 生後 57 日以後の翌月初日から入所可能となります。

(注 2) 連携施設が幼稚園（新制度）のため、引き続き保育所等の利用を希望する場合は、在園中に 3 歳児クラスの新規申込みが必要となります。

(注 3) 連携施設の調整は園が行います。詳細は園にお問い合わせください。

各園の詳細について

下記の二次元コードから各園のホームページにつながるリンク集にアクセスできます。



受入れ状況表について

5 月～ 2 月の各園の受け入れ状況の有無について、ホームページで公開しています。
下記の二次元コードからアクセスできます。



情報は各月の締切日の 2 ～ 3 日前に更新されます。

3 月、4 月分についての掲載はありません。

ひらつかわくわくマップについて

- 保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ
- 子育て広場・予防接種実施医療機関
- 公園・プール・みんなのトイレ など

子育てに役立つ施設の情報をまとめて掲載中です。

右の二次元コードまたは「ひらつかわくわくマップ」で検索にご利用ください。



【マップの使い方】
トップページ右上の
使い方を必ずご確認ください。



(システムに関するお問い合わせ先)
平塚市役所 デジタル推進課
0463-21-8792
(各マップに関するお問い合わせ先)
各ページに記載の所管課へ

区分	番号	施設名	所在地	定員	電話	給食費 (主食、副食含む)	駐車場	【保育短時間】 開所時間	【保育標準時間】 土曜日開所時間	保育年齢
公立 認可保育所・ 認定こども園	A	神田保育園◆	田村6丁目1444番6（地番）	95	55-1071	5500円／月額	8台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	B	若草保育園	横内2401	90	54-0221	5500円／月額	無し	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	C	大神保育園	大神5-3-72	80	55-6620	5500円／月額	2台（小型車）	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	D	土沢こども園◆	上吉沢395-3	70	58-0412	5500円／月額	33台 （吉沢公民館と共 同利用）	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	E	南原保育園◆	南原1-5-3	84	31-5993	5500円／月額	3台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	F	しらさぎ保育園	東中原2-14-2	88	31-2622	5500円／月額	8台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	G	夕陽ヶ丘保育園◆	夕陽ヶ丘66-25	90	21-0059	5500円／月額	8台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から
	H	港こども園	夕陽ヶ丘22-3	150	22-4189	5500円／月額	10台	【8:30-16:30】 7:00-19:00	【7:00-18:00】 7:00-18:00	2か月から

1 平塚市外局番：0463

2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

◆については、下記「公立園の見直しについて」を必ずご確認ください。

◆公立園の見直しについて

次の公立保育所は、今後施設形態等が変更になる予定があります。申込される場合は必ず下記をご確認ください。なお、開園時期等が変更になる場合があります。

	今後の予定	開園場所	開園時期
神田保育園	旧相模小学校敷地に建設する新園舎にて保育を行います。	旧相模小学校敷地内 南東部（田村6丁目1444番6）	令和9年4月
吉沢保育園 （土沢こども園）	土屋幼稚園と統合し、公立幼保連携型認定こども園（新園舎）にて保育を行います。 なお、園庭等の整備完了は、令和9年4月以降になります。	吉沢公民館隣地（上吉沢395-3）	令和9年4月
夕陽ヶ丘保育園	令和9年度は、公立園として仮設園舎にて保育を行います。 令和10年度は、民間園として社会福祉法人真幸会が運営する新園舎にて保育を実施します。 なお、令和9年度までに入園した児童については、令和10年度も入園継続が可能です。	令和9年度：湘南バンク港ベイサイドホール南側市有地（夕陽ヶ丘66-25） 令和10年度：現夕陽ヶ丘保育園敷地	令和10年4月
南原保育園	ひばり幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園として民営化します。	現ひばり幼稚園敷地	令和11年4月

休日保育について

区分	番号	実施保育所名	保育時間	保育料
私立	35	サン・キッズ湘南	8:00-18:00	40ページの休日保育の料金を参照ください。

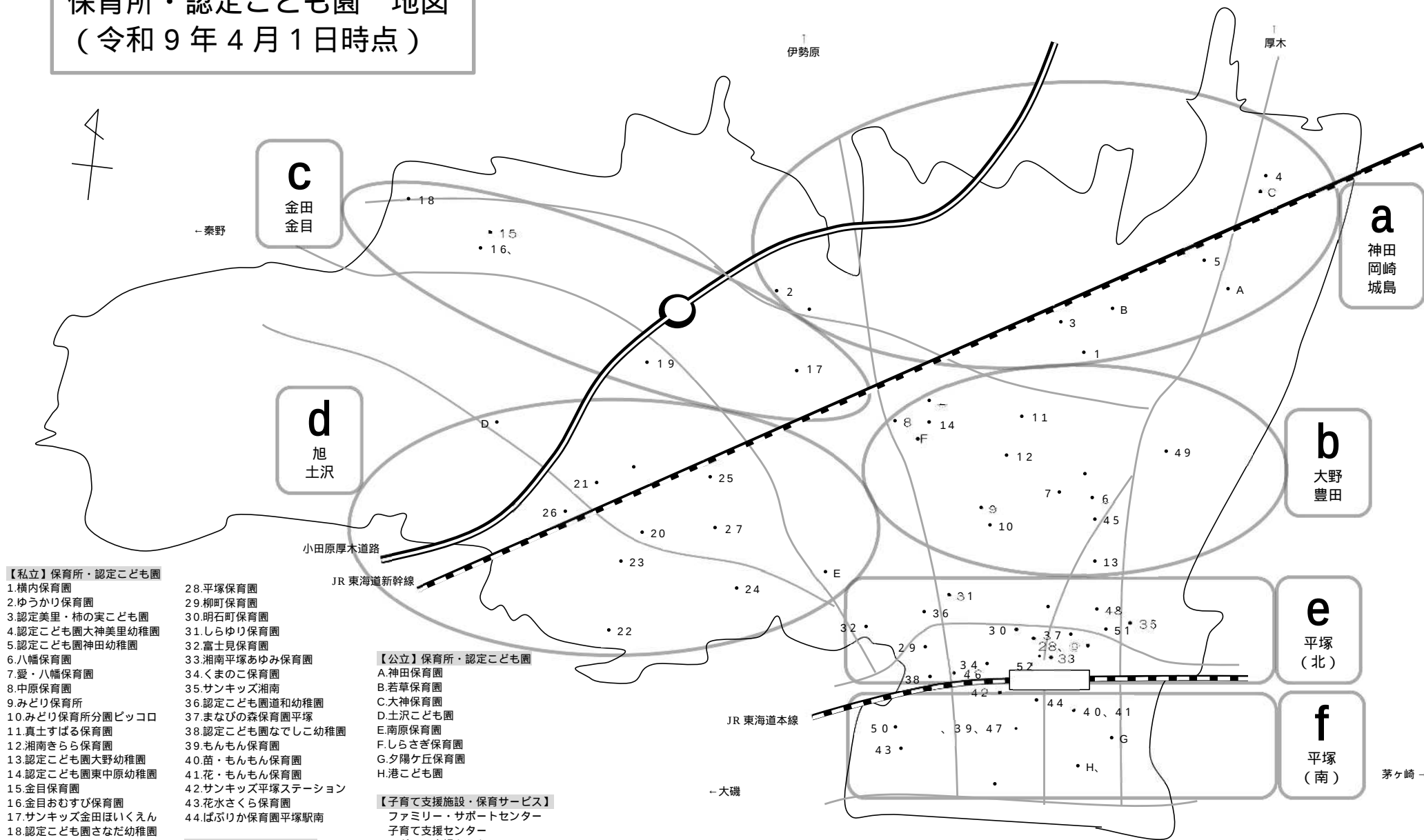
子育て支援施設・保育サービスについて

区分	番号	施設名	所在地	電話番号	目印となる建物等	利用日時
子育て支援施設・ 保育サービス		ファミリー・サポート・センター	追分1-4-3	34-7844	福祉会館	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00
		子育て支援センター	南豊田381	34-9076	豊田公民館東側	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～15:00
		つどいの広場 もこもこ	明石町8-3	21-0995	新宿公園南東隣	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
		つどいの広場 きりんのおうち	四之宮2-18-26	21-3141	マックスバリュ 平塚四之宮店2階	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
		つどいの広場 どれみ	公所868	50-5525	西部福祉会館1階	月曜日～土曜日（水曜日、祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
		つどいの広場 ほけっと	夕陽ヶ丘22-3	74-5680	港こども園3階	月曜日～水曜日、土・日曜日 （祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
		つどいの広場 ここにくらす	北金目2-25-8	73-7555	全目おむすび保育園1階	火曜日～木曜日（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～15:00
		なぎさふれあいセンター 子育てルーム	袖ヶ浜20-1	21-3370	南部福祉会館 子育てルーム	火・水・金～日曜日 10:00～12:00 13:00～16:00
		平塚保育園 病後児保育室 「なでしこ」	宮の前4-13	22-0058	平塚保育園1階	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 7:30～18:30
		ま・もんもん 病児保育室	松風町23-51-1	75-9677	もんもん保育園西側 1階が菊池小児科 2階が病児保育室	月曜日～金曜日（祝日、お盆期間、年末年始除く） 8:00～18:00
		ここいこ ずまいるーむ	岡崎238-1	79-5139	ありがとみんなファミリークリ ニック平塚 西側	月曜日～金曜日（祝日、年末年始等除く） 8:30～18:30

認可保育所・認定こども園、子育て支援施設等の地図はP36を参照してください。

保育所・認定こども園 地図 (令和9年4月1日時点)

36



【私立】保育所・認定こども園

- 1.横内保育園
- 2.ゆうかり保育園
- 3.認定美里・柿の実こども園
- 4.認定こども園大神美里幼稚園
- 5.認定こども園神田幼稚園
- 6.八幡保育園
- 7.愛・八幡保育園
- 8.中原保育園
- 9.みどり保育所
- 10.みどり保育所分園ピッコロ
- 11.真土すばる保育園
- 12.湘南きらら保育園
- 13.認定こども園大野幼稚園
- 14.認定こども園東中原幼稚園
- 15.金目保育園
- 16.金目おむすび保育園
- 17.サンキッズ金田ほいくえん
- 18.認定こども園さなだ幼稚園
- 19.つくし幼稚園
- 20.あさひ保育園
- 21.大町保育園
- 22.いずみ保育園
- 23.高村保育園
- 24.湘南みらい保育園
- 25.平塚めぐみこども園
- 26.清水学園付属幼稚園
- 27.認定こども園白鳥幼稚園

- 28.平塚保育園
- 29.柳町保育園
- 30.明石町保育園
- 31.しらゆり保育園
- 32.富士見保育園
- 33.湘南平塚あゆみ保育園
- 34.くまのこ保育園
- 35.サンキッズ湘南
- 36.認定こども園道徳幼稚園
- 37.まなびの森保育園平塚
- 38.認定こども園なでしこ幼稚園
- 39.もんもん保育園
- 40.苗・もんもん保育園
- 41.花・もんもん保育園
- 42.サンキッズ平塚ステーション
- 43.花水さくら保育園
- 44.はぶりが保育園平塚駅南

【私立】小規模保育事業所

- 45.サンライズキッズ保育園平塚
- 46.錦町保育園あねら
- 47.松風・もんもん保育園
- 48.ぼとふ平塚
49. HANA! みらい愛育園・東真土
50. MIRATZ 湘南平塚保育園
51. ミルキーホーム平塚園
52. はぶりが保育園平塚

【公立】保育所・認定こども園

- A.神田保育園
- B.若草保育園
- C.大神保育園
- D.土沢こども園
- E.南原保育園
- F.しらさぎ保育園
- G.夕陽ヶ丘保育園
- H.港こども園

【子育て支援施設・保育サービス】

- ファミリー・サポートセンター
子育て支援センター
つどいの広場もこもこ
つどいの広場きりんのうち
つどいの広場どれみ
つどいの広場ぼけっと
つどいの広場ここにくらす
なぎさふれあいセンター 子育てルーム
平塚保育園病後児保育室「なでしこ」
麦・もんもん保育園
こここ すまいるーむ

茅ヶ崎 →

3. 子育て支援施設・保育サービスについて

(1) 子育て支援施設

(ア) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）からなる会員組織です。依頼会員の希望する援助内容に応えることができる支援会員を紹介することにより、様々な子育てのニーズに対応します。

(イ) 子育て支援センター

0歳から就学前のお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や育児講座などの事業を行っています。

(ウ) つどいの広場

0歳から概ね3歳までのお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や子育て家庭の交流などの事業を行っています。

(エ) 病児・病後児保育室

保護者が仕事や病気・ケガ、冠婚葬祭などで家庭で保育ができない場合にご利用ください。

利用するためには、事前登録や医師の診察が必要です。また、症状によってはご利用できない場合があります。詳細は、各病児・病後児保育室へお問い合わせください。

平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」

病気の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりします（1日利用料2,000円、給食・おやつ代400円）。

② 麦・もんもん病児保育室

病期中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします（1日利用料2,000円、給食・おやつ代400円）。

ここいこ すまいるーむ

病期中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします（1日利用料2,000円）。昼食・おやつは持参していただきますようお願いいたします。

(2) 保育所等の保育サービス 実施施設は38～41ページを参照ください。

(ア) 一時預かり

保育所等では、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さんを1時間単位でお預かりする「一時預かり」を行っています。申込みや利用料金については、実施している保育所等へお問い合わせください。

(イ) 開放保育

保育所等の実施する保育内容に参加したり、見学することができます。

詳しくは、実施している保育所等へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター、平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」、麦・もんもん病児保育室、ここいこ すまいるーむ及び保育所等の一時預かりをご利用の際に、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳しくは、利用案内の30～31ページをご覧ください。

子育て支援事業実施一覧表
(令和9年4月1日現在の情報)

区分	地区	番号	施設名	電話 1	開放保育	・は 一時預かり 無償化の 対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間 を越えて利用する場合の料金)
私立	a 神田 岡崎 城島	1	横内保育園	55-2188	毎週火 9:30~11:00	・	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日	100円/10分
		2	ゆうかり保育園	58-7220	保育士と親子で遊ぶ 【コアラっこ】 毎月1回(4,8月除く) 10:00~11:00 日程はHPを確認してください。	・	0歳児~2歳児：600円/時間 3歳児以上：500円/時間 昼食代：250円/食 おやつ代：50円/日	10円/1分
		3	認定美里・ 柿の実こども園	55-3830	毎週水~金 10:00~12:00	・	0~5歳児：700円/時間 昼食代：450円/食 (おやつ代含む)	360円/30分
		4	認定こども園 大神美里幼稚園	54-3288	毎週月~金 10:00~12:00	・	700円/時間 昼食代：450円/食 (おやつ代含む) 2	360円/30分
		5	認定こども園 神田幼稚園	55-0841	毎月1回 10:30~12:00 詳細は園にお問い合わせください。	・	在園児にのみ実施しています。 詳細は園にお問い合わせください	100円/30分
	b 大野 豊田	6	八幡保育園	21-0084	毎週火 9:30~11:00	・	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 昼食代：300円/食 おやつ代：50円/日(1歳児以 上)	100円/10分
		7	愛・八幡保育園	20-2080	毎週水 9:30~11:00	・	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 昼食代：300円/食 おやつ代：50円/日(1歳児以 上)	100円/10分
		8	中原保育園	32-8600	毎週木 9:30~11:00	・	1・2歳児：600円/時間 3歳児以上：500円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日 3	100~150円/10分 (時間による) 詳細は園にお問い合わせください。
		9	みどり保育所	35-0015	毎週月 9:30~11:00	・	0~5歳児：500円/時間 昼食代：350円/食(乳児) 昼食代：400円/食(幼児) おやつ代含む	100円~/10分 (時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		10	みどり保育所分園 ピッコロ	20-4177	毎週木 9:30~11:00	—	—	100円~/10分 (時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		11	真土すばる保育園	53-4141	毎週火・木 10:00~11:30	・	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 昼食代：300円/食 おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		12	湘南きらら保育園	35-0030	毎週水・金 10:00~11:30	・	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 昼食代：300円/食 おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		13	認定こども園 大野幼稚園	21-7302	—	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	7:30~8:30:100円 16:30~18:30:200円
		14	認定こども園 東中原幼稚園	33-4849	毎週月・木・金 10:00~11:00 詳細は園にお問い合わせください。	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円/30分

1 平塚市外局番：0463

2 3歳児から利用可能です。

3 1歳児から利用可能です。

上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
(令和9年4月1日現在の情報)

区分	地区	番号	施設名	電話	1	開放保育	・は 一時預かり 無償化の 対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間 を越えて利用する場合の料金)
私立	C 金田 金目	15	金目保育園	58-1882	毎週月 10:00~11:30 (4月,7月,8月,3月を除く) 詳細は園にお問い合わせください	・	【9:30~15:30】 1・2歳児:500円/時間 3歳児以上:400円/時間 昼食代:300円/食 延長料【9:30以前及び15:30以降】 100円/10分(別途、保育料あり)	3	100円/10分
		16	金目おむすび保育園	73-7555	—	—	—	—	100円/10分
		17	サンキッズ 金田ほいくえん	59-9525	毎週木 9:30~11:30	・	0~2歳児:500円/時間 3~5歳児:300円/時間 【18:00~19:00】 0~2歳児:700円/時間 3~5歳児:400円/時間 昼食代:350円/食 おやつ代:50円/日		100円/20分
		18	認定こども園 さなだ幼稚園	58-0001	—	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。		200円~(時間による)
		19	つくし幼稚園	58-7111	毎週月 10:00~11:00 【未就園児クラス】 毎週火・水・木・金 9:30~11:30	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。		7:30~8:30、16:30~18:00:100 円 18:00~18:30:200円
	d 旭 土 沢	20	あさひ保育園	32-2137	毎週水 10:00~11:00	・	0・1歳児:600円/時間 2・3歳児:500円/時間 4・5歳児:400円/時間 昼食代:340円/食 おやつ代:100円/日		100円/10分
		21	大町保育園	58-6662	毎週火 10:00~11:00	—	—	—	100円/10分
		22	いずみ保育園	31-3421	毎週月 10:00~11:00	・	0歳児:600円/時間 1・2歳児:500円/時間 3歳児以上:400円/時間 昼食代:300円/食 おやつ代:50円/日		100円/15分
		23	高村保育園	34-2526	毎週第2・4火 10:00~11:30	・	0・1歳児:500円/時間 2歳児:450円/時間 3~5歳児:400円/時間 昼食代:350円/食 おやつ代:50円/日		100円/10分
		24	湘南みらい保育園	37-1711	毎週火・木 10:00~11:30	・	0歳児:500円/時間 1・2歳児:400円/時間 3歳児以上:300円/時間 昼食代:300円/食 おやつ代:20円(午前) 50円(午後)		100円~(時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		25	平塚めぐみこども園	32-3422	未就園児親子教室 火・水・木 10:30~11:30 詳細はホームページをご覧ください	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	2	100円/10分
		26	清水学園付属幼稚園	58-8080	【未就園児教室】 毎週火 10:00~11:00 11:00~12:00 詳細はホームページをご覧ください	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。		100円/1時間
		27	認定こども園 白鳥幼稚園	32-7875	【未就園児教室】 毎週火・木 10:00~11:30 詳細はホームページをご覧ください	・	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください		100円/1時間

1 平塚市外局番:0463

2 3歳児から利用可能です。

3 1歳児から利用可能です。

上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。

一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

**子育て支援事業実施一覧表
(令和9年4月1日現在の情報)**

区分	地区	番号	施設名	電話 1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を超えて利用する場合の料金)
私立	平塚(北)	28	平塚保育園	22-7771	月に1回 9:30~10:45 (8月は実施しません。) 詳細は園のInstagramをご覧ください。	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日	100円/10分
		29	柳町保育園	31-0880	毎月第4火 10:00~11:00	●	0・1歳児：500円/時間 2歳児：450円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日	100円/10分
		30	明石町保育園	21-0789	—		—	100円/10分
		31	しらゆり保育園	32-0821	—		—	100円/10分
		32	富士見保育園	33-3411	毎週月 9:30~11:30	●	0歳児：600円/時間 1・2歳児：500円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食代：300円/食(乳児) 300円/食(幼児) おやつ代：50円/日	100円/15分
		33	湘南平塚 あゆみ保育園	24-3751	—		—	200円/30分
		34	くまのこ保育園	75-9631	—		—	250円/30分 2,000円/月
		35	サン・キッズ湘南	25-1019	毎週月 9:30~11:30	●	【月~土、7:00~18:00】 0~2歳児：500円/時間 3~5歳児：300円/時間 【月~土、18:00~20:00】 0~2歳児：700円/時間 3~5歳児：400円/時間 【休日保育、8:00~18:00】 0~2歳児：700円/時間 3~5歳児：500円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日 休日保育は給食、おやつ提供がありません。弁当、おやつをご持参ください。	0~2歳児：300円/30分 3~5歳児：150円/30分
		36	認定こども園 道幼稚園	31-0595	—	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	450円/日
		37	まなびの森保育園平塚	86-6959	—		—	2,500円/30分(月極) 500円/30分(スポット)
		38	認定こども園 なでしこ幼稚園	31-2471	曜日未定 10:00~11:00 詳細は園にお問い合わせください。	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	基本料100円 + 200円/30分
	平塚(南)	39	もんもん保育園	20-8221	月に1回 10:00~11:00 詳細は園にお問い合わせください。	●	0~2歳児：600円/時間 3~5歳児：400円/時間 食事代：250円/食(乳児) 300円/食(幼児)	18:01~19:00 100円/10分 19:01~20:00 1,000円/30分
		40	苗・もんもん保育園	21-9117	毎週水 10:00~11:00 (要予約)	●	【月~金、8:00~22:00】 0~2歳児：600円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食・夕食代：250円/食(0~2歳児) 300円/食(3~5歳児)	10:00~11:00 4,000円/月 9:00~11:00 7,000円/月 8:00~11:00 10,000円/月 7:00~11:00 13,000円/月
		41	花・もんもん保育園	20-5887	毎週水 10:00~11:00 (要予約)		—	18:00~19:00 100円/10分 詳細は園にお問い合わせください
		42	サン・キッズ 平塚ステーション	20-5240	毎週火 9:45~11:00	●	【7:00~18:00】 0~2歳児：500円/時間 3~5歳児：300円/時間 【18:00~20:00】 (土・日・祝・振替日) 0~2歳児：700円/時間 3~5歳児：400円/時間 昼食代：350円/食 おやつ代：50円/日 補食代：103円/食	0~2歳児：300円/30分 3~5歳児：150円/30分
		43	花水さくら保育園	86-6646	毎週水木 10:00~11:30	●	0歳児：500円/時間 1・2歳児：400円/時間 3歳児以上：300円/時間 昼食代：300円/食 おやつ代：20円(午前) 50円(午後)	100円~(時間による) 詳細は園にお問い合わせください
		44	ばぶりが保育園 平塚駅南	73-7361	曜日・時間等未定 詳細は園にお問い合わせください。		—	100円/10分

1 平塚市外局番：0463

上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。
一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

**子育て支援事業実施一覧表
(令和9年4月1日現在の情報)**

区分	番号	施設名	電話 1	開放保育	●は 一時預かり 無償化の 対象施設	一時預かり料金	延長保育料金 (在園児が開所時間内で認定時間を 越えて利用する場合の料金)
小規模	45	サンライズキッズ 保育園平塚園	050 -5807 -2296	—		—	500円 / 30分
	46	錦町保育園あねら	86-6680	毎月第3火 10:00～11:00 要予約 雨天中止	●	0・1歳児：500円 / 時間 2歳児：450円 / 時間 昼食代：350円 / 食 おやつ代：50円 / 日	100円 / 10分
	47	松風・もんもん保育園	20-8681	—		—	100円 / 10分
	48	ぼとふ平塚	20-8247	—		—	500円 / 30分
	49	HANAみらい 保育園 東真土	72-8899	—		—	250円 / 15分
	50	MIRATZ湘南平塚保育園	73-9055	—		0歳児のみ 1時間 1,000円 3時間 2,700円 5時間 4,000円 1日(最大8時間) 5,000円 延長30分毎 500円 昼食代(ミルク含む) 500円	2,500円 / 30分(月極) 500円 / 30分(スポット)
	51	ミルキーホーム平塚園	21-7221	—		—	500円 / 30分
	52	ばぶりが保育園平塚	74-6105	—		—	100円 / 10分
公立	A	神田保育園	55-1071	毎週火 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	B	若草保育園	54-0221	毎週木 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	C	大神保育園	55-6620	毎週水 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	D	土沢こども園	58-0412	毎週木 9:30～11:30		在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円 / 20分
	E	南原保育園	31-5993	毎週火 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	F	しらさぎ保育園	31-2622	毎週火 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	G	夕陽ヶ丘保育園	21-0059	毎週水 9:30～11:30		—	100円 / 20分
	H	港こども園	22-4189	毎週木 9:30～11:30		在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円 / 20分
1 平塚市外局番：0463 上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。 一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。							

保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 ※太枠内の

記入例

(提出先) 平塚市長 次のとおり、保育所等への入所申込み及び子どものための教育・保育給付認定を申請します。						令和 年 月 日		
住所	〒 平塚市			昨年の1月1日に住んでいた市区町村 ☐ 平塚市 ☐ [都 道 府 県 市 区 町 村]				
				今年の1月1日に住んでいた市区町村 ☐ 平塚市 ☐ [都 道 府 県 市 区 町 村]				
	氏 名			申込児童との続柄	生年月日	年齢	職業、学校等の名称	電話番号
	① 申請者			保育所のことで市からご連絡する際の電話番号です。 まず「優先連絡先」に電話をしますので、該当するものに○をして電話番号を記入してください。				
②			優先連絡先 ・ 第2連絡先					
申込（申請）児童	区分	氏 名	性別	生年月日	年齢	申込児童の保育施設の利用状況		
	①	フリガナ	男・女	令和 年 月 日	歳	☐ 自宅 ☐ 一時預かり ☐ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園・認定こども園（教育） ☐ その他 施設名（ ） ※退所予定 ☐ 無 ☐ 有： 年 月 日		
	②	フリガナ			歳	☐ 自宅 ☐ 一時預かり ☐ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園・認定こども園（教育） ☐ その他 施設名（ ） ※退所予定 ☐ 無 ☐ 有： 年 月 日		
	③	フリガナ	男・女	令和 年 月 日	歳	☐ 自宅 ☐ 一時預かり ☐ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園・認定こども園（教育） ☐ その他 施設名（ ） ※退所予定 ☐ 無 ☐ 有： 年 月 日		
同世帯・上記以外の住所者 ※2	区分	氏 名	申込児童との続柄	生年月日	年齢	職業、学校、保育所等の名称	未就学児の場合の保育施設利用状況	
		フリガナ		大正			☐ 自宅 ☐ 保育所・認定こども園(保育) ☐ 幼稚園・認定こども園(教育) ☐ 認可外保育施設 ☐ その他 施設名（ ）	
		フリガナ					☐ 自宅 ☐ 保育所・認定こども園(保育) ☐ 幼稚園・認定こども園(教育) ☐ 認可外保育施設 ☐ その他 施設名（ ）	
		フリガナ		大正 昭和			☐ 自宅 ☐ 保育所・認定こども園(保育) ☐ 幼稚園・認定こども園(教育) ☐ 認可外保育施設 ☐ その他 施設名（ ）	
申込児童以外のお子さんが、幼稚園等の施設に通っている場合、保育料の軽減を受けることができます。詳しくは、7ページの「保育所等以外の施設を利用している就学前の児童がいる方」をご確認ください。								
次の場合は同一世帯の扱いとなりますので該当する方を全て記入してください。 住民票上の世帯が別でも住所が同一の場合（二世帯住宅含む）。 単身赴任中の場合 事実上婚姻関係のある場合								
※1 事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にしている場合は保護者とみなします。 ※2 祖父母等世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします。								
世帯の状況	別居の保護者の有無	☐ なし ☐ あり（父・母）（住所： ）						
	ひとり親家庭の状況（※3）	☐ なし ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ 死別（届出年月日： 年 月 日）						
	生活保護受給の有無（※4）	☐ なし ☐ あり（生活保護開始（申請）日： 年 月 日）						
	在宅障がい者（児）の有無（※5）	☐ なし ☐ あり（氏名： ）						
※3 離婚調停中の場合は、その事実がわかる書類（申立書等）の写しを添付してください。 ※4 「あり」の場合は、生活保護の受給者証の写しを添付してください。 ※5 「あり」の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。								
保育の実施を希望する期間 希望認定開始年月日※6		令和 年 月 日 から（令和 年 月 日・小学校就学前）まで						
希望園	第1希望				見学済/未/予定 ※7	第6希望	見学済/未/予定 ※7	
	第2希望				見学済/未/予定	第7希望	見学済/未/予定	
	第3希望				見学済/未/予定	第8希望	見学済/未/予定	
	第4希望						見学済/未/予定	
	第5希望						見学済/未/予定	
記入のある園のみに対して、希望する順位が高い園から調整します。 送迎が可能なかどうか、希望の条件に合うか、実際の園生活を想定の上、内定した								
※6 原則として申込みされた入所月の1日より前日 ※7 園見学は必須ではありませんが、事前に希望園の雰囲気や気になる点等をご確認いただいた上でお申込みいただくようお願いしています。								

【保育を必要とする事由】

		父	母
保育を必要とする事由		☐ 就労（復職・内定） ☐ 就学 ☐ 求職 ☐ 疾病・障がい	☐ 就労（復職・内定） ☐ 就学 ☐ 求職 ☐ 疾病・障がい
		☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧	☐ 介護・看護 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧
		☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
就労・就学・求職活動を選択された場合及び出産予定がある場合は次の該当欄もご記入ください↓			
就労形態		正社員 ・ 自営 ・ 派遣 ・ パート ・ アルバイト ☐ 契約社員 ・ 非常勤 ・ その他（ ）	
就労・就学	就労(学)先 名称・所在地	名称： 所在地：	名称： 所在地：
	就労(学)日数 就労(学)時間	月間 日 月間 時間	月間 日 月間 時間
	通勤・通学 時間	片道 時間 分 交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）	片道 時間 分 交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）
	求職活動の状況	☐ インターネット・求人誌等を見ている ☐ ハローワーク、求人サイト、派遣会社に登録 ☐ 試験、面接等の予定がある ☐ その他（ ）	☐ インターネット・求人誌等を見ている ☐ ハローワーク、求人サイト、派遣会社に登録 ☐ 試験、面接等の予定がある ☐ その他（ ）
妊娠・出産 (出産予定の有無)	無 ・ 有 (予定日： 年 月 日)		

【保育必要量】

希望認定時間	☐ 保育標準時間（最長11時間） ・ ☐ 保育短時間（最長8時間） ※ 求職活動での申請については保育短時間のみになります。原 就労、就学、介護・看護する方については、標準時間の認定が
--------	--

【育児休業からの復職で入所申込みする場合】

育児休業中の方の入所意思確認	☐ 今すぐ入所を希望（※9） ☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（※10）
----------------	--

※8 入所意思に変更がある場合は、各月の申込締切日までに「保育所（園）等申込変更申請書」をご提出ください。

※9 「今すぐ入所を希望」にした場合でも、利用調整の結果、希望時期に入所で

※10 利用調整の際、基準点数を0点で調整しますが、入所内定となる場合があり

※11 育児休業給付金や育児休業の延長手続きに、入所申込書の写し（表裏両面）
いします。

兄弟姉妹で2人以上の入所申込みをする場合に、1人だけでも内定が出たら入所する、別々の園でも入所する等、調整方法の希望をチェックしてください。
調整方法の仕方について、注釈をご確認ください。

【同時に2人以上の入所申込みをする場合】

同時に入所ができない場合	☐ 1人だけでも入所を希望する ☐ 入所希望しない
別々の施設に内定した場合	☐ 別々の施設でも入所を希望する ☐ 入所を希望しない

※12 同時入所や同園入所ができない場合の希望です。利用調整では、まず同時に同園に入所可能であるか確認しています。（兄弟姉妹で希望園の順位をそろえる必要があります）。

※13 兄弟姉妹で同じ施設を希望し、「1人だけでも入所を希望する」を選択された場合、1人目の入所が決定し他が保留（待機）となった際には、保留（待機）した児童の翌月からの利用調整における希望園は、1人目が入所した保育所等のみで調整を行います。

私は、次のことについて確認し、同意した上で、保育所等入所申込みを行います。

- 1 保育所等入所や施設型給付費・地域型保育給付費等（以下、給付費等）の支給に必要な住民記録、税などの情報について、平塚市の利用を認めること。
- 2 住民記録、税、その他保育所等入所及び給付費等の支給に必要な情報について、保育所等に提供すること。
- 3 保護者の税情報が確認できない場合、平塚市子ども家庭課に提出した所得証明書を参照及び他市
- 4 平塚市が給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同居親族を含む。）及び世
- 5 料について特定教育・保育施設等に対して提示すること。

本申込みにあたり、保護者全員の同意を得ていること。

保護者氏名

枠内の同意事項についてよくお読みいただいたうえで
ご署名をお願いします。

保育所(園)等入所申込及び支給認定に係る調査書(共通)

(全員)

個人番号(マイナンバー)

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、法令で定めるものに必要となる目的の範囲で取り扱います。提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理いたします。

対象者 (申請書に記載の方)	氏名	個人番号(マイナンバー)
保護者	(申請者)	
申込み(申請)児童		

(該当者のみ) 該当する番号に☑を入れてください。

☐ (1) 育児休業からの復職で入所申込みをする方

育児休業期間に 入所できなかった場合	☐ 復職する(令和 年
	☐ 育児休業を延長する(令和 年

4月等の入所に向けて、1号(幼稚園や認定こども園の教育部分)の申込みを併願している又は併願予定の方は「有」にチェック☑の上内容をご記入ください。
併願の有無は利用調整の際の点数に影響ありません。

☐ (2) 幼稚園又は認定こども園の教育部分を併願する方(1号を併願する方)

併願(予定)の有無	☐ 無	☐ 有	施設名: (入園(予定)月: 令和 年 月)
			児童名:

併願の有無は、利用調整の点数に影響ありません。幼稚園又は認定こども園の教育部分への入所には、別途申込みが必要となりますので、申込み時期や方法については個別に園にお問合せください。

☐ (3) 施設等利用給付認定を希望する方 詳細は、保育所等利用案内30、31ページ

幼稚園の預かり保育や一時預かり事業、認可外保育所等を利用する場合、事前に認定を受けることで、年齢等によって利用料が無償化(補助)の対象となります。入所保留となった場合に備え、事前に認定の希望がある方は希望する認定区分にチェックを入れ、内容を記入し

保育が必要な事由を証明するための書類の提出が必要です。
現在育児休業期間中の場合は、原則として入所保留となった際に、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用予定の方はご記入ください。

入所申込と同時に施設等利用給付認定を希望する場合は、その開始日は月初(1日)からとなります。

希望する認定区分	☐ 新2号(3歳児クラス以上)	☐ 新3号(0~2歳児クラスの非課税世帯)
利用(予定)施設名	施設名:() ☐ 保育所等一時預かり ☐ 幼稚園等預かり保育 ☐ 認可外保育施設(企業主導型を除く) ☐ その他()	施設名:() ☐ 保育所等一時預かり ☐ 幼稚園等預かり保育 ☐ 認可外保育施設(企業主導型を除く) ☐ その他()
認定希望児童		
認定希望年月	令和 年 月 日	

令和9年4月申込み分から保留時に認定を行います。令和8年度に関しては別に施設等利用給付認定申請が必要です。

保育所（園）等入所申込及び支給認定に係る調査書（児童別）

【申込児童に関する調査】 該当する ☐ にチェック及び記入をしてください。

ご記入された内容は、利用されている**発育・発達に関する相談室や教室等**と情報を連携し、**保育所等へ提供することがあります。**
また、園生活で気になる点や配慮が必要なことがある場合は、**事前に園見学等で施設へご相談ください。**

申込児童氏名(フリガナ)				生年月日	令和 年 月 日
成育歴	出生の状況	☐ 正常分娩	出生時	身長(cm) ・ 体重(g)	
		☐ 早産(か月)	現在	身長(cm) ・ 体重(kg)	
乳幼児健診	☐ 未受診 ☐ 受診済み ☐ 1か月児 ☐ 4か月児 健診時の指摘事項: ☐ なし ☐ あり(内容)				
	「相談歴あり」にチェックした場合、具体的な相談内容や現在のご家庭での様子、入園後、施設側で配慮が必要なこと等について詳細を下記自由記入欄に記載してください。				
発育・発達等	首のすわり	か月			
	発語	☐ 喃語 ☐ 単語			
発育・発達に関する相談歴	☐ 相談歴なし				
	☐ 相談歴あり ☐ 現在も利用を継続している (☐ 週 ・ ☐ 月 回) ☐ 現在は利用していない (☐ 1回のみ ・ ☐ 複数回 最終利用: 歳 か月頃)				
	[相談機関等] 自由記入欄に相談内容の詳細をご記入ください。 ☐ こども発達支援室 くれよん ☐ 平塚市保健センター (教室名:) ☐ 児童発達支援事業所 (事業所名:) ☐ その他の支援教室等 (教室名: 主催:)				
生活状況	食事	☐ 1人でできる ☐ 介助が必要	排泄	☐ 1人でできる ☐ 介助が必要 ☐ オムツ使用	
	着脱	☐ 1人でできる ☐ 介助が必要	理解	☐ 指示等が理解できる ☐ 月齢相応の会話ができる	
健康状況	☐ 良好 ☐ 既往歴がある ☐ 持病・治療中の病気がある 園での配慮事項 (☐ 有 ・ ☐ 無) 下記の該当項目にチェックし内容をご記入ください。自由記入欄に詳細をご記入ください。				
	☐ ぜんそく ☐ 心臓疾患 ☐ 熱性けいれん ☐ てんかん ☐ アトピー ☐ その他 (病気、怪我、体質等) (症状:)				
	(時期: 歳頃から) (頻度: 回 / ☐ 朝 ☐ 夜) (服薬: 1日 回 / ☐ 朝 ☐ 夜)				
かかりつけの医療機関	☐ ない ☐ ある 医療機関名:				
アレルギー	☐ ない				
	☐ ある 医師の診断によるものですか? (☐ はい ・ ☐ いいえ)				
	☐ 牛乳 ☐ 卵 ☐ 小麦 ☐ 甲殻類 (えび・かに) ☐ 大豆 ☐ 果物 () ☐ そば ☐ その他 ()				
	症状 () アナフィラキシーショックが起きたことがある (☐ はい ・ ☐ いいえ) 対応方法 ()				
除去食 除去の可否は園に直接確認	☐ 必要なし ☐ 必要あり (☐ 食物アレルギー ☐ 宗教上の理由)				
	除去が必要な食べ物 ()				
障がいの有無	☐ なし ☐ 交付申請中 (☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳)				
	☐ あり (☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳)				
保護者の国籍・言語	父	☐ 日本 ☐ その他 ()		☐ 日本 ☐ その他 ()	
		日本語	☐ 話せ ☐ 話せ (話せ)	入園生活に関わることで気になる点等があれば自由にご記入ください。必須ではありませんが、出来るだけ申込み前に園見学等で園に直接ご相談ください。	
自由記入欄 発育・発達に関する相談内容や生活・健康状況、アレルギー等について詳細をご記入ください。特に、入園後に施設側で配慮が必要なことがある場合は必ずご記入ください (運動、食事、遊び、集団行動等)。					

保育所等入所に関する確認書

下記内容をご確認いただき、チェックボックスに☑のうえ、裏面保護者署名欄にご署名ください。

記入例

(1) 共通

□	申込み	1	入所申込みの有効期間は同一年度内(4月～翌年3月)となります。翌年度(4月以降)は、改めて申込みが必要です。
		2	申込書類に不足・不備がある場合は、各月の申込み締切日までに提出してください。締切日を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整で有効となります。(申込み締切日は利用案内 P3)
		3	申込書と提出書類の内容について、ご家庭や職場に電話等で確認をする場合があります。また、内容をご確認いただき、確認を終えた項目については、 チェック☑をお願いします。 保育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。
		4	入所することができない場合があります。希望園は「園のみ」でも申込みできますが、入所できる可能性を上げたい場合、複数園を希望されることをお勧めします。その場合も、送迎等を踏まえ、実際に登園が可能な園をご記入ください。入所が内定し、それを辞退した場合、申込みは取下げとなり、待機加點も解消されます。(参照)
		5	希望園の追加や変更、希望順の変更をする場合は、各月の申込み締切日までに「保育所(園)等申込変更申請書」を窓口又は電子申請にてご提出ください。(電話での受付不可)
		6	申込中(保留中)に入所の必要がなくなった場合は、速やかに平塚市保育課へ連絡し、入所申込みの取下げをしてください。
		7	平塚市の保育所等に入所申込中の方が、平塚市内から市外に転出した場合、申込みは取下げとなります。再度申込みを希望する場合は、転出先の自治体で改めてお手続きが必要です(平塚市内に在勤、在学等の要件がある場合のみ申込み可)。
		8	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取消します。
		9	小規模保育事業所を卒園後、4月から連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、新規入所申込みを行う必要があります(転園申込みではありません)。一旦、連携先施設に入所後、5月入所以降に転園する場合は転園申込みとなります。
□	調整結果	10	入所が保留となった方へ入所保留通知を送付するのは申込初月の利用調整のみとなります。翌月以降も継続して利用調整を行います。引き続き入所が保留となった場合は通知しません。翌月以降の保留となった証明が必要な場合は、別途「保育所等入所関係証明書交付申請書」により申請が必要です。
		11	入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加點も解消されます。翌月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります(4月1次調整で辞退した場合に、2次調整で改めて申込みをすることはできません)。なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。
□	要件(保育が必要な事由)	12	「求職活動」での入所 保育所等利用希望が可能な期間は3か月間です。入所した月を含めて3か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。期限までに就労が開始できない場合には退所となります。
		13	「就労先が内定」での入所 就労開始後に再度「就労証明書」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、就労予定(内定)先で働けなくなった場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
		14	「育児休業からの復職」での入所 入所翌月の15日までに申込時に提出した就労証明書と同じ職場へ復帰し、入所翌月末までに「就労証明書(証明日が復職年月日以降のもの)」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。 また、出産をする予定があっても、保育所等への入所が内定した場合は職場への復帰が必要となります(例:7月出産予定で4月に保育所等に入所が内定した場合は、5月15日までに復帰)。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
		15	「就労」での入所 保育所等に申込中もしくは在籍中に退職し、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合、退職月の月末までに保育課に連絡の上、「教育・保育給付認定変更申請書」と「退職日証明書類(離職票の写し等)」をご提出ください。 退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は3か月間です。3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去に遡っての変更はできません。期限までに就労先が見つからない場合には退所となります。 退職月と同月中に新たな就労を開始する場合、求職活動への変更は必要ありません。「退職日証明書類(離職票の写し等)」と新たな就労先の「就労証明書」を提出してください。
		16	「妊娠・出産」での入所 保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から4か月間です。予定日より出産月が遅れた場合はご連絡ください。期間経過後も申込みを継続する場合は、別の要件書類の提出が必要となります。(詳細は、裏面(3)参照)
		17	「妊娠・出産」への変更 就労等の理由で入所し、その後、出産の予定が生じた場合は、出産予定日を確認後、母子健康手帳の写し(保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ)(平塚市交付の母子手帳の場合1ページと4ページ)をご提出ください。提出する際は、余白に保育園に申込み中又は在園中の児童のお名前・生年月日をご記入ください。出産予定月の前月から4か月間は継続入所が可能となります。(例:10月出産予定→9月～12月末までは「出産」のために保育所等を入所継続が可能) 出産要件の期間終了後も継続して入所申込みや入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な理由を証明するための書類をご提出ください。
		18	育児休業期間中の在園児の継続利用 上の子の入所後に、「妊娠・出産」要件期間終了と合わせて下の子の育児休業を取得する場合、在園中の上の子は生まれた子どもが1歳になる月末まで(最大2歳になる月末まで)は継続して入所することが可能です。「妊娠・出産」要件期間終了までに育児休業が記載された「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。
		□	家庭状況の変更
20	家族構成等に変更があった場合、保育料が変更となる可能性があるため、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。保育料が変更となる場合、当該年度は遡って変更いたします。		
21	離婚調停中の方で、手続きが終結した場合は速やかに保育課にご連絡のうえ、関係書類をご提出ください。		

裏面あり

(1) 共通 (続き)

□	保育料	22	保育料は必ず期限までに納付してください(納入期限は毎月末日。末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。保育料の月額、都合により登園されなかった場合や月途中の退園による日割り計算はしません。保育料を滞納した場合、滞納処分の対象となります。
		23	保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に多子軽減対象施設に在籍している就学前(小学校入学前)の児童がいる場合、保育所等入所後2人目以降の保育料等を軽減します。(保育料の詳細は、利用案内P7)
		24	市民税額が未確定(前年度9月～今年度8月の保育料は前年度市民税額、今年度9月～次年度8月の保育料は今年度市民税額を基準に算定。)の場合には、 最高額で保育料を請求いたします。 市民税額が確定後に遡って当該年度までを限度として保育料を変更しますが、変更には時間がかかる場合があります。未申告等により市民税が確定していない場合は速やかに税申告の手続きを行ってください。外国から平塚市に引っ越してきた方で、国外に留時に収入があった方は別途収入を証明する書類が必要になります。
		25	保育料及び副食材料費は「口座振替」の利用を推奨しています(引き落とし日は毎月末日。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。「口座振替依頼書」「預(貯)金通帳」「印鑑(通帳届出印)」を、取扱金融機関へ持参してください(「納税(入)通知書」は不要)。口座振替の登録完了までに、通常1～1.5ヶ月程度かかります。なお、兄弟姉妹が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。
		26	認定こども園を希望される場合は、保育料とは別に、入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。
□	園生活	27	保育所等とは、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。原則として、 仕事が休み等で保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いします。 また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いします。
		28	保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)は最大時間であり、 実際の利用時間は保育が必要な範囲となるため、ご家庭の状況等に 応じて、 入所決定後に施設と保護者が相談のうえで決定します。
		29	入所後には、保育所等に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間は個人差がありますが、約2～4週間程度かかります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
		30	保育所等の入園については、 原則1日入所、末日退園 となります。
		31	2か月に1回以上登園がない場合は、退所していただきます。
		32	平塚市内の保育所等に在籍中で、平塚市外に転出する場合、就労(学)先が平塚市内にしなければ継続して入所することができません(平塚市内に住民登録している。若しくは、平塚市内に就労先があることが必要です)。ただし、5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労(学)先問わず入所継続が可能です。在園継続をご希望の場合は、必ず転出前に保育課までご連絡ください。
		33	退職等、保育の必要な事由が無くなった場合や引っ越し等により保育所等を提出ください。また、退所予定月の10日以降に退所事由が発生した場合には、 育児休業からの復職で申込みをされる方は、必ず全ての内容を確認し、チェック欄をお願いします。 で退所届を保育課へご提出ください。

(2) 育児休業からの復職を理由に入所申込をする方

育児休業取得中の場合「保育を必要とする事由」の要件を具備していない状態のため、次のことを必ず確認し、同意の上で入所申込みをしてください。

□	1	申込時に提出した就労証明書と同じ就労先・契約内容で復職すること。
	2	入所(利用開始)月の翌月15日までに復職し、その後速やかに就労証明書を提出すること。入所前に復職した場合にも速やかに就労証明書を提出すること。
	3	申込時に提出した就労証明書に記載された就労先()・契約内容で復職できない場合、又は就労証明書をこちらの指定する期限内に提出できない場合は、保育の必要性の認定の取消し及び入所(利用開始)内定の取消し又は退所となること。
	4	保育所等の入所が内定し、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできないこと。
	5	育児のための短時間勤務制度を利用する場合であっても、主な就労時間帯もしくは見込みの就労時間数によっては保育短時間での認定となること。
	6	別紙、「保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」の裏面「育児休業中で申込みの方へ 入所意思の確認」の欄で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許可できる」を選択した場合、利用調整の際、基準点数を0点で調整すること。また、その結果、入所内定となる場合があること。
	7	入所意思に変更がある場合は、毎月の締切日までに「保育所(園)等申込変更申請書」を提出してください。

派遣の場合、派遣元が変わらず、申込時に提出した就労証明書と同等以上の就労日数

(3) 「妊娠・出産」を理由で保育所等入所申込をする方

保育所等利用希望期間

令和 年 月 1 日 から
令和 年 月 末 日 まで

上記に「妊娠・出産」要件での保育所等利用希望期間を記入してください。また、次のことを確認し、同意の上で入所申込みをしてください。

□	1	「妊娠・出産」要件で保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から4か月間であること。 (例) 5月出産予定→4月から7月まで「妊娠・出産」要件での利用調整が可能。
	2	出産した月が申込時の予定月より遅れた場合は、平塚市保育課へ連絡すること。また、(例) 5月出産予定だったが、6月に出産した場合→4月から8月まで利用調整が可能。
	3	「妊娠・出産」要件での利用調整期間中に保育所等への入所が出来なかった場合
	ア	利用調整期間の終了後も保育所等の利用調整を希望する場合は、利用調整期間認定変更申請書に保育が必要な事由を証明するための書類を添えて、届出が(例) 5月出産予定の場合、利用調整期間の終了月は7月となるため、7月15日まで届出してください。
	イ	上記アの手続きが無い場合、利用調整期間の終了後に入所申込が取り下げになります。
□	ウ	入所申込が取り下げになった後、再度入所を希望する場合は、申込書類一式を用意し、入所申込をする必要があること。

確認書の全ての内容を確認し同意をいただいた上で、保護者の方が署名してください。

「(2) 育児休業からの復職を理由に入所申込をする方」と「(3) 「妊娠・出産」を理由で保育所等入所申込をする方」に該当する場合、必ず復職予定の方(父母ともに育児休業を取得されている場合には両方)や妊娠中の方の署名が必要です。

保護者署名欄	この確認書に記載されている(1)(2)(3)の内容について全て確認し、同意の上で入所申込みを行います。		
	令和 年 月 日	保護者氏名	(自署)

(2)(3)に該当する場合、必ず復職予定の方、妊娠中の方ご本人が署名してください。父母ともに育児休業を取得されている場合には両方の署名が必要です。

記入例

平塚市長 宛

證明日 西曆 2024 年 9 月 5 日

記載者連絡先	0463	—	21	—	9738
--------	------	---	----	---	------

本証明書の内容について、就労先事業者等が無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

48



申込み・問合せ先

平塚市 健康・こども部 保育課 保育担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号

TEL 0463-21-9612 (直通) FAX 0463-21-9738

